

第3編 風水害等応急対策計画

第1章 住民避難

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 気象予警報等の収集・伝達	●			総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、建設環境部建設産業班、関係機関
第2節 組織体制	●			各部、関係機関
第3節 動員体制	●			各部、関係機関
第4節 警戒活動	●			建設環境部建設産業班、上下水道部水道班、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関
第5節 応急避難	●			総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、建設環境部建設産業班、消防団 関係機関

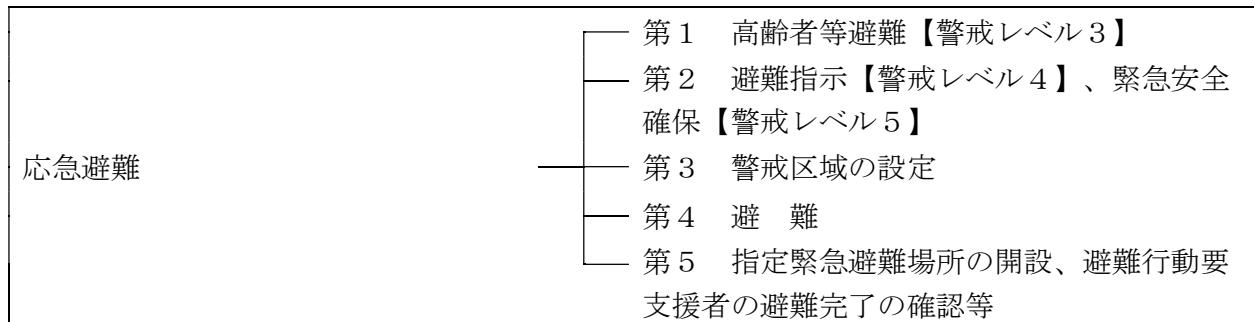
第1節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定、避難誘導、並びに避難行動要支援者の避難完了確認等必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・建設環境部建設産業班・消防団・関係機関

《対策の体系》



■三段階の避難指示等一覧

実施責任者	要件	措置
【警戒レベル3】 高齢者等避難	町長 人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき	・住民に対する避難準備 ・避難行動要支援者等に対する避難行動の開始
【警戒レベル4】 避難指示	町長 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示)
知事	災害の発生により、町がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示)
警察官	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、町長から要求があつたとき 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・避難等の措置
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示
【警戒レベル5】 緊急安全確保	町長 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・緊急安全確保の指示
知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・緊急安全確保の指示
警察官等	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があつたとき	・緊急安全確保の指示

■警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報	
		避難情報等	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	警報級の可能性		
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報・大雨注意報	氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布(注意)	土砂災害警戒判定メッシュ情報(注意)
警戒レベル3	命の危険 直ちに安全確保！高齢者は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報の危険度分布(警戒)	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒判定メッシュ情報(警戒)
警戒レベル4	命の危険 直ちに安全確保！指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示	氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布(非常に危険)	土砂災害警戒情報 土砂災害警戒判定メッシュ情報(非常に危険) 土砂災害警戒判定メッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル5	命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守る最善の行動をとる。	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報(浸水害)	大雨特別警報(土砂災害)※3

第1 高齢者等避難【警戒レベル3】

気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。

1 高齢者等避難の指示

- (1) 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)は、吉野川(紀の川)で氾濫注意水位(警戒水位)に達し、洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、高齢者等避難を発令し、広報車等によって避難の準備を指示する。特に、避難行動要支援者の迅速な避難が必要となるため、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用して速やかに高齢者等避難を伝達する。なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合について、避難行動要支援者の迅速な避難に配慮し、先行的に高齢者等避難を発令し、同様に行う。
- (2) 住民福祉部救護厚生班は、高齢者等避難が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、所定の計画に基づき入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示する。
- (3) 各部各班は、高齢者等避難が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の安全避難に配慮するよう要請する。

2 高齢者等避難の周知の実施要領

高齢者等避難を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。
なお、周知漏れを防ぐため、高齢者等避難発令は、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線により町内全区長に対し、その旨通報する。

■高齢者等避難の実施要領

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想される場合
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	防災行政無線、大淀あらかしテレビ、町ホームページ、モバイルメール、SNS、電話、FAX、広報車による伝達、奈良県防災情報システム、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）を併用する。

第2 避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】

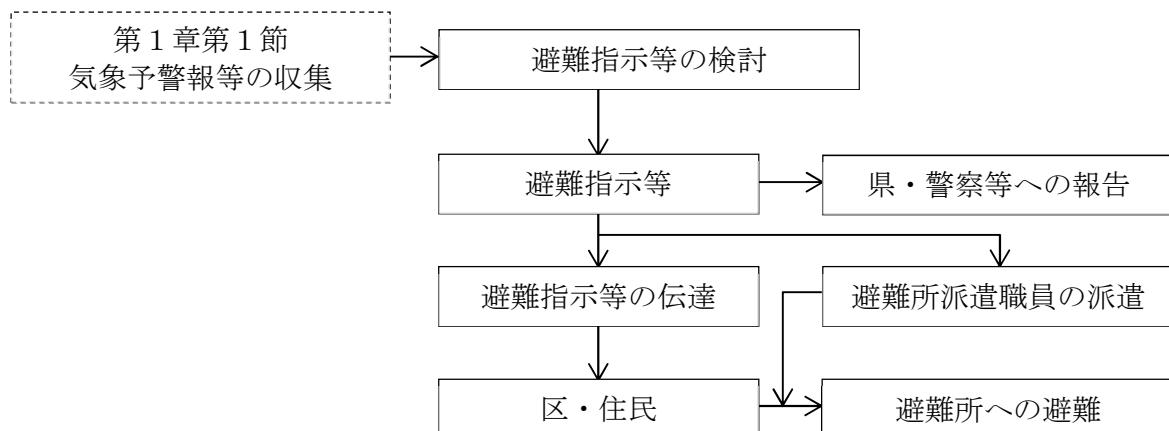
住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

実施責任者は、避難指示等を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、気象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示に関する助言を求めることができる。土砂災害に係る避難指示等の解除にあたっては、知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。

■応急対策の流れ



■避難指示等の指示者

災害の種類	内容(要件)	指示者
災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。または事態に照らし緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。(災害対策基本法)	町長
	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法)	知事
	町長が避難の指示をできないと認められる場合又は町長から要求があった場合は、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示する。(災害対策基本法)	警察官
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。(警察官職務執行法)	警察官
	警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。(自衛隊法)	災害派遣を命じられた部隊の自衛官
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。(水防法)	知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。(地すべり等防止法)	知事又はその命を受けた職員

1 避難指示の発令

(1) 町長、知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)

ア 吉野川(紀の川)で避難判断水位(特別警戒水位)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、洪水によって被害が発生するおそれがある場合

その危険地域の住民に対し、避難指示等を発令し、防災行政無線、広報車等によって避難を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、同様に行う。

イ 吉野川(紀の川)で危険水位に達したとき、あるいは河川氾濫の前兆や氾濫(溢水等)が発生したとき

その危険地域の住民に対し、避難指示等を発令し、防災行政無線、広報車等によって避難を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、同様に行う。

(2) 住民福祉部救護厚生班

避難指示等が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

(3) 各部各班

避難指示等が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の安全避難に配慮するよう要請する。

2 避難指示等の周知の実施要領

避難指示等を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、避難指示等は、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線により町内全区長に対し、その旨通報する。

また、避難指示等が発令される状況として、豪雨時や夜間も想定されるため、屋外スピーカーや広報車による情報伝達だけでは聞き取れないなど不十分な場合があることから、エアメール・緊急速報メールや電話リレー等による伝達等を活用する。

(1) 避難指示等

区分	基準及び方法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	広報車による伝達、奈良県防災情報システム、防災行政無線、大淀あらかしテレビ、テレビ放送、ラジオ放送(NHK奈良放送局等報道機関に要請)、モバイルメール、SNS、電話、FAX、電話による口頭伝達、サイレン(水防第4号信号)を併用する。

(2) 緊急安全確保

町長等は、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとときは、避難を要する地区の住民に対し、緊急安全確保措置の指示を行う。

緊急安全確保とは、高所への移動、近傍の牽固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置である。

3 避難指示等の連絡

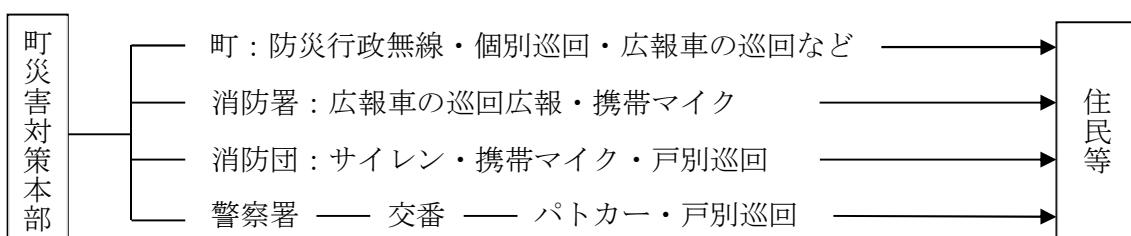
(1) 町長が避難指示等を行った場合

町長は、避難指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 町長以外が避難指示等を行った場合

町長以外が避難指示等を行った場合は、直ちに総務部総務班に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

■避難指示等の伝達系統



(3) 報告事項

知事への報告に際しては、可能な限り次の事項について報告する。

- ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の種類
- イ 発令時刻
- ウ 対象地域
- エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項
避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

4 避難指示等の基準

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分けて避難情報を発令する。
発令についての判断は、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う。

(1) 避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域については、避難判断水位（特別警戒水位）等を指標として判断する。

判断に当たっては、気象庁のホームページ、上流域の状況、奈良地方気象台や吉野土木事務所の助言、現場の巡回報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

なお、夜間や早朝であっても避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

■吉野川(紀の川)洪水の避難指示等の発令基準

種類	県知事の指定する河川	左記以外の中小河川、又は内水時
対象河川	吉野川(紀の川)	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
高齢者等避難	基準観測点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えると予測されるとき ・観測点：氾濫注意水位（警戒水位） 上市 5.40m ※水防団待機水位（通報水位）は 3.5m である。	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき
避難指示	基準観測点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき ・観測点：避難判断水位（特別警戒水位） 上市：5.40m	近隣で浸水が拡大
	・河川管理施設の異常を確認したとき ・河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂等）などのおそれがあるとき ・近隣で浸水が床上に及んでいるとき	
緊急安全確保	・決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報、又は大雨特別警報（浸水害）が発表された場合	

注) 曽我川も県知事の指定する河川であるが、本町は避難判断水位（特別警戒水位）等が提供される区間外である。

(2) 避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所については、気象台と県による土砂災害警戒情報、県の砂防河川雨量情報並びに土砂災害の前兆現象を指標として判断する。

判断に当たっては、気象庁のホームページ、奈良地方気象台や吉野土木事務所の助言、現場の巡回報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

なお、夜間や早朝であっても避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

■土砂災害の避難指示等の発令基準

種類	土砂災害のおそれのある区域の状況
高齢者等避難	1～5の何れか1つに該当する場合に高齢者等避難を発令する。 1:大雨警報(土砂災害)が発表され、さらに大雨が予想される場合 2:奈良県土砂災害・防災情報システムの「土砂災害危険度情報」が「赤色」を示している場合 3:2時間先までに警報基準に到達することが予想される場合 4:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 5:強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	1～8の何れか1つに該当する場合に避難指示を発令する。 1:土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれがあるとき 2:奈良県土砂災害・防災情報システムの「土砂災害危険度情報」が「紫色」を示しているとき 3:土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 4:奈良県土砂災害・防災情報システムの「土砂災害危険度情報」が「濃紫色」を示している場合 5:土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 6:土砂災害が発生した場合 7:山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 8:避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
緊急安全確保	次の何れかに該当する場合に緊急安全確保を指示する。 1:土砂災害が発生した場合 2:大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合
解除	以下を判断基準として解除を行う。 1:土砂災害警戒情報が解除された場合

注) 奈良県土砂災害・防災情報システムの「土砂災害危険度情報」は、県ホームページで公開されており、住民が避難判断の目安として活用できる。

<https://www1.nara-saboinfo.jp/doshamap/index.html>

危険度予測図の色は以下による。

- ・「赤色」(警戒レベル3相当)：2時間先までに警報基準に到達すると予想
- ・「紫色」(警戒レベル4相当)：2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
- ・「濃紫色」(警戒レベル4相当)：すでに土砂災害警戒情報の基準に到達

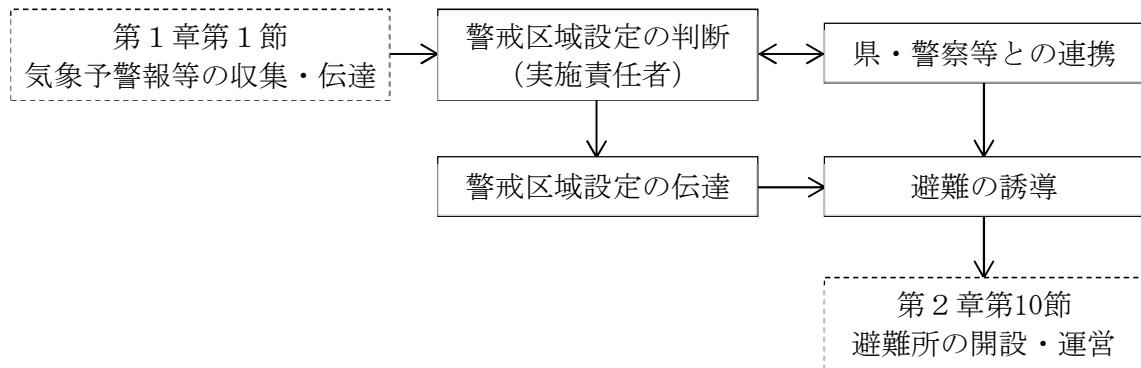
5 避難路の確保

建設環境部建設産業班は、県、県警察(吉野警察署)、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

■応急対策の流れ



1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

■警戒区域の設定権者

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長 又はその委任を受けて町長の職權を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策 基本法 第63条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策 基本法 第63条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき 消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき 水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる 消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限 水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	災害対策 基本法 第63条 消防法 第28条 第36条	災害全般 水害を除く 災害全般
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策 基本法 第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第28条 第36条	水害を除く 災害全般

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第21条	水害

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部総務班が町におけるとりまとめにあたる。

- (1) 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から住民の退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 本部長（町長）は、県警察（吉野警察署）、消防団、区・自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようとする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第4 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

- 避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。
- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
 - (2) 大雨、台風期には、災害に備え家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させるなど、浸水防止のための家財の整理をしておくこと。
 - (3) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
 - (4) 避難者は、食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要な身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
 - (5) 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に携行すること。
 - (6) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
 - (7) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
 - (8) 上記のうちから、必要なものを非常持ち出し品（マスク等を含む）として平時から準備をしておくこと。
 - (9) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 避難所への住民の避難誘導

消防団は、県警察（吉野警察署）の協力を得るとともに、区・自主防災組織、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

なお、要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等に基づき、区・自主防災組織を中心に地域団体と連携しながら、速やかに在宅要援護高齢者、障がい者等の安否確認を行うとともに、住民福祉部で把握している要援護者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

(2) 学校、病院等公共施設における誘導

学校、病院、社会福祉施設等公共施設においては、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が、避難誘導を実施する。

(3) 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

資料編：10-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

3 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

(1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障がい者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。

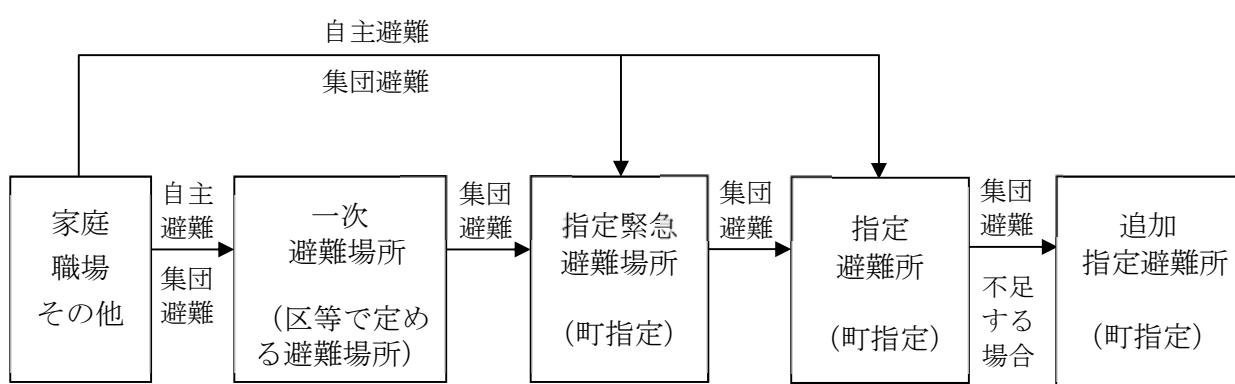
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。
- (6) 浸水、火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、住民福祉部救護厚生班の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

4 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、病院等集団避難を必要とする施設にあっては、日頃から町、奈良県広域消防組合、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう関係機関と連絡を密にする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難の順位
- エ 避難誘導責任者。補助者
- オ 避難誘導の要領。措置
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡し方法
- ク 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ 通学路周辺の危険箇所の把握（ロック塀等の危険性）

■避難のパターン



第5 指定緊急避難場所の開設、避難行動要支援者の避難完了の確認等

1 指定緊急避難場所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- (1) 町長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、住民の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った場合、又は避難を求める住民（自主避難）がいる場合は、その状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、住民にその旨周知する。
- (2) 選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに避難所を開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

- (3) 住民福祉部救護厚生班は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。
- (4) 指定避難所が開設された場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

2 避難行動要支援者の避難完了確認

避難行動要支援者の避難完了確認は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の段階ごとに住民福祉部救護厚生班が、以下のとおり関係各部、各施設管理者、区・自主防災組織、団体・事業所、並びに消防団・消防署の協力を得て行う。

- (1) 在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、原則として高齢者等避難発令段階において、完了させる。
- (2) 要配慮者利用施設の入所者・利用者については、各施設管理者が住民福祉部に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の段階ごとに避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。
- (3) 避難指示等が発令された場合、高齢者等避難の発令段階において、避難完了が確認されない在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、所定の避難行動要支援者避難支援プランに基づき、最寄りの高所・緊急避難ビル等へ緊急避難するよう措置する。
- (4) 住民福祉部は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等に基づき、住民福祉部で把握している避難行動要支援者情報と指定緊急避難場所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

3 避難の解除

総務部総務班は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

資料編：8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

資料編：18-6 避難所開設・運営に関する様式

第2節 指定避難所の開設・運営

本部長（町長）は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を開設する。

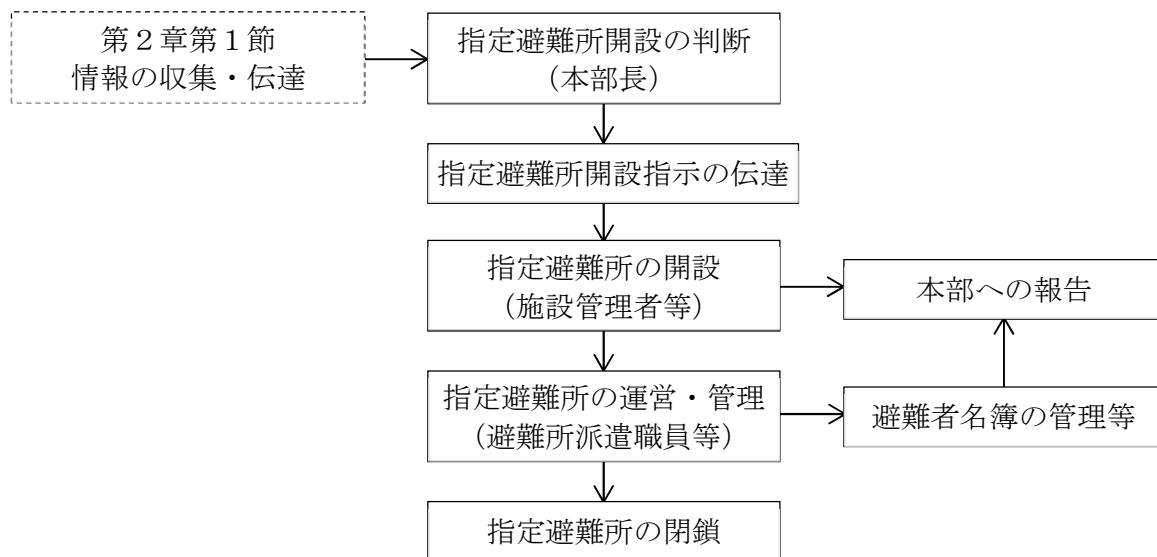
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、住民福祉部救護厚生班がとりまとめを行う。

1 指定避難所の開設基準

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。ただし、ライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しない。

災害が発生し、多数の避難者が予想される場合又は避難の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて指定避難所を開設する。

なお、事前に指定した指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

それでも不足するときは、県等への要請などにより、必要な施設の確保を図る。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づける。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

2 避難収容の対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等により緊急避難の必要がある者
- (3) その他、町長が必要と認める者

3 指定避難所の開設方法

施設管理者は、各指定避難所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、住民福祉部救護厚生班の指示伝達により、所定の避難所派遣職員が指定避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して指定避難所を開設する。

また、町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。

町長は、他地域への移送を要請したときは、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

指定避難所における主な感染症対策については以下のとおりで、町避難所運営マニュアル感染症対策バージョンに基づき実施する。

- ア 避難者を受け入れる前に、一般避難者と感染可能性者がわかつて避難できるよう事前に避難スペースの確認を行う。
- イ 受付時に避難者に検温を行い、手指のアルコール消毒とマスク着用を呼びかける。
- ウ 入館時には必ず手指の消毒を徹底してもらう。
- エ 感染症対策チラシを掲示し、手洗い、咳エチケット、定期的な換気を徹底するよう呼びかける。
- オ 避難者が密集しないようできるだけ多くの部屋を開放する。

4 福祉避難所の開設

住民福祉部救護厚生班は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

また、避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉避難所の開設又は開設した施設へ移動を行う。

5 県への通知

総務部総務班は、住民福祉部救護厚生班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

報告内容は、次のとおりとする。

- ア 避難所開設の日時、場所
- イ 避難所名、避難世帯数、避難者数

第2 指定避難所の管理・運営

住民福祉部救護厚生班は、町避難所運営マニュアル等に基づき、施設管理者の協力を得て、指定避難所を運営・管理するが、区・自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、指定避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

2 指定避難所の運営

(1) 運営主体

指定避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。避難所生活が長期にわたると予想される場合は、区等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

避難所運営にあたり留意する事項としては、次に示すとおりである。

- ア 避難者による自主的な運営
- イ 避難所運営における男女共同参画
- ウ 男女ニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮
- エ 要配慮者等で配慮を必要とする者のニーズ
- オ 性別によらない役割分担

(2) 避難所運営委員会の編成

避難所管理責任者は、被災住民を早期に収容するため、指定避難所ごとに区・自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応するよう努める。

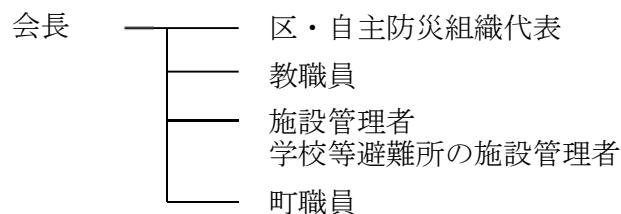
この場合、学校などの指定避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

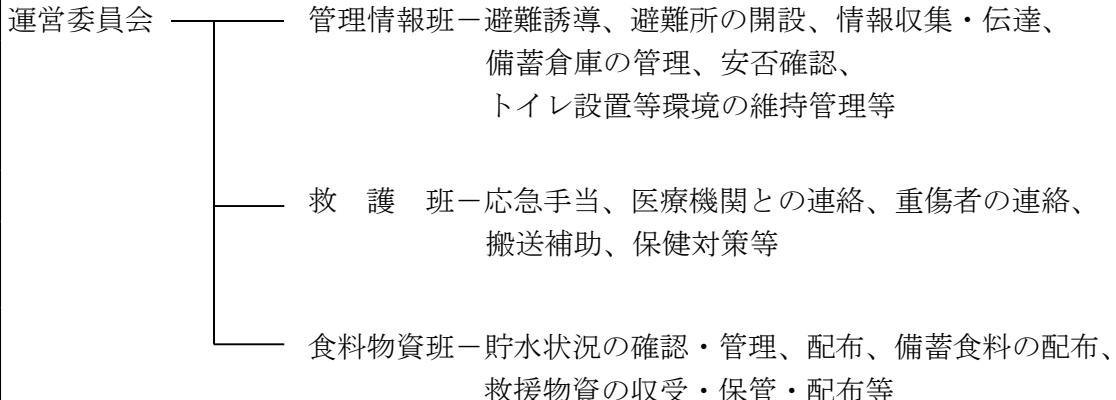
■避難所運営委員会の編成例

避難所運営委員会編成例

大淀町災害対策本部 ————— ○○避難所運営委員会



避難所運営委員会の班構成編成例



3 ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 指定避難所の管理

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿を作成し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について住民福祉部救護厚生班を通じて住民福祉部救助物資班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況・予定等の情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示し、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

(4) 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施など生活環境の整備に努める。

(5) 要配慮者等への配慮

避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所

の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

- ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。
- イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について住民福祉部救護厚生班を通じて住民福祉部救助物資班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。
- ウ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
- エ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民福祉部救護厚生班と協議する。
- オ 必要に応じて老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう住民福祉部救護厚生班と協議する。

(6) 臨時教育及び保育施設の開設

管理責任者は、必要に応じて臨時教育及び保育施設の開設について、教育委員会教育班あるいは住民福祉部救護厚生班と協議する。

資料編：8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

資料編：18-6 避難所開設・運営に関する様式

5 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

① 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

② 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

③ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、男女共同参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

② 食料、物資のこと

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者のこと

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関する事

(ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) 保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不発病等の予防に努める。

(エ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

(エ) 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようになる必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資にすること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者にすること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生にすること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

第3 指定避難所の閉鎖及び縮小

県及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、指定避難所の早期解消に努める。

また、施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- (1) 住民福祉部救護厚生班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- (2) 管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を、住民福祉部救護厚生班を通じて総務部総務班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、総務部総務班はその都度知事に報告する。

第4 指定避難所における動物の適正な飼育

飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

第5 在宅被災者等への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第6 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第7 広域一時滞在

本部長（町長）は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等をかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域一時滞在に関する支援を要請する。

第3節 要配慮者の支援

住民福祉部救護厚生班は、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、関係機関・団体・事業所等と連携し継続した支援活動に努める。

《担当部・機関》

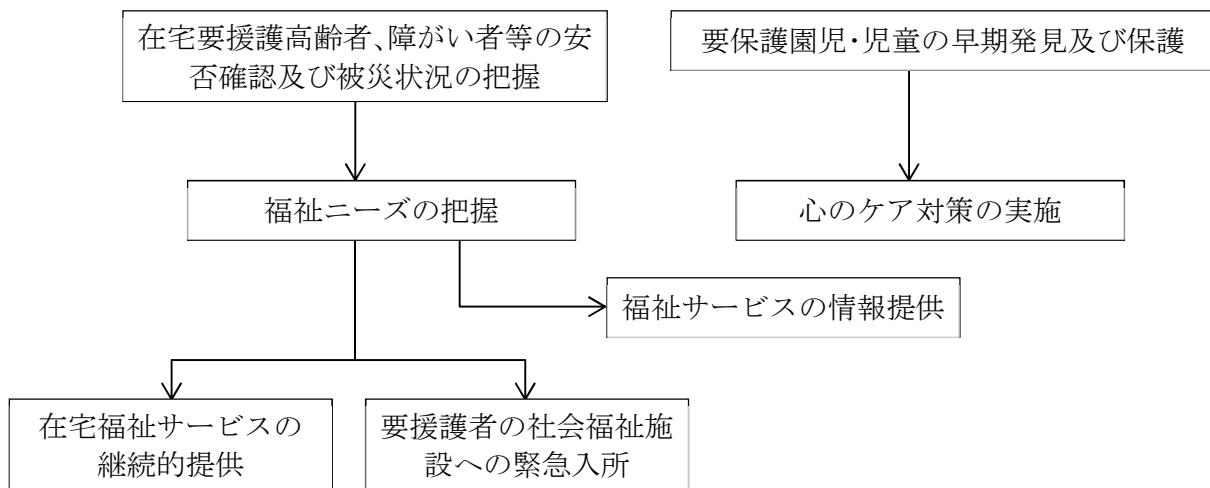
住民福祉部救護厚生班・総務部情報班

《対策の体系》

要配慮者の支援

- 第1 安否の確認・被災状況の把握
- 第2 要配慮者への支援活動

■応急対策の流れ



第1 安否の確認・被災状況の把握

住民福祉部救護厚生班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要援護者の福祉ニーズの把握に努める。

1 安否確認及び被災状況の把握

- (1) 奈良県災害時要援護者支援ガイドライン等に基づき、民生委員・児童委員、区、地域住民、大淀町社会福祉協議会、団体・事業所、並びに消防団・消防署の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認、情報伝達を行うとともに、被災状況の把握に努める。
また、保護の必要な園児・児童の早期発見、保護に努める。
- (2) 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 避難誘導

避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

3 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

資料編：8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

資料編：11-1 要配慮者利用施設一覧表

第2 被災した要配慮者への支援活動

住民福祉部救護厚生班は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 大淀町社会福祉協議会と連携して、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 特に、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 社会福祉施設への緊急入所等

住民福祉部救護厚生班は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 医療等の体制

町は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

3 食料及び生活必需品の供給

(1) 乳幼児や高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ(大人用・男女別を含む)、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

(2) 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

(3) 県から配送された生活必需品を各避難所に配布する際には、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

(4) 生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

4 情報提供

住民福祉部救護厚生班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、住民福祉部救助物資班が開設する災害相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

5 広域支援体制の確立

住民福祉部救護厚生班は、総務部総務班を通じて、要配慮者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

6 その他の支援活動

住民福祉部救護厚生班及び総務部情報班は、災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに、迅速に安否確認を行う。

(1) 情報提供

帰宅困難者に対して、交通事業者と協力して、駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供する。

(2) 避難誘導

宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員は、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの指定緊急避難場所、指定避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

(3) 応急食料・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握し、必要量の応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

第4節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

あわせて、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

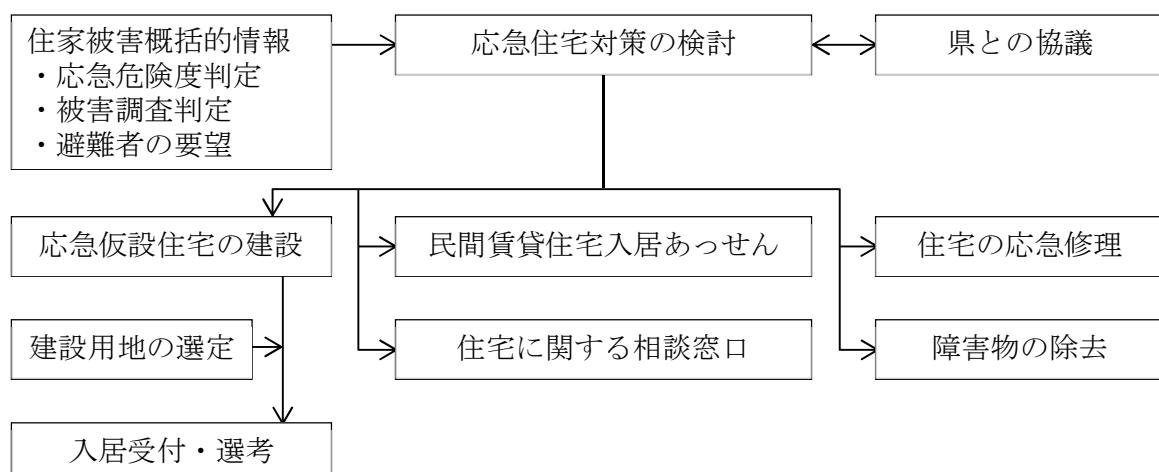
《担当部・機関》

建設環境部建設産業班

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施する。

ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

2 除去作業

建設環境部建設産業班は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部総務班を通じて、県へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、「第3章災害に強いまちづくり」の「第14節廃棄物の処理等」の「第3がれき処理」による。

第2 被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施する。

ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

(1) 災害救助法が適用された場合、知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。建設環境部建設産業班は、これに協力する。

(2) 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

3 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

第3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力する。

ただし、知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が応急仮設住宅を設置するが、必要に応じて、県に支援を要請する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

建設環境部建設産業班は、総務部総務班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、(社) プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。
- (2) 建設環境部建設産業班は、県に対し、災害の状況に応じて、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請する。
- (3) 建設環境部建設産業班は、県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 災害救助法適用による応急仮設住宅の着工時期は災害発生より 20 日以内とし、供与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

4 入居者の選定

- (1) 入居者の選定は、県の委任により、建設環境部建設産業班が行う。
- (2) 選定に当たっては、高齢者や障がい者等を優先するとともに、地域コミュニティとして的一体性を維持し、高齢者や障がい者が孤立することのないよう配慮する。

5 応急仮設住宅の管理

建設環境部建設産業班は、県の委任により、応急仮設住宅の管理を実施する。
なお、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、男女共同参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。

資料編：12－1 応急仮設住宅建設予定地一覧表

第4 公営住宅等への一時入居

建設環境部建設産業班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、公営住宅等の一時使用を要請する。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

建設環境部建設産業班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第2章 警戒期の対応

第1節 組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織体制をとる。

《担当部・機関》

各部・関係機関

《対策の体系》



第1 大淀町防災会議

防災会議は、大淀町防災会議条例（昭和37年9月27日条例第11号、改正昭和58年8月23日条例第11号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

町域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

資料編：1-1 大淀町防災会議条例

資料編：1-2 大淀町防災会議委員名簿

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

■配備基準

体制	動員区分	設置基準・状況	配備内容
風水害等警戒体制	1号警戒配備	1 大雨警報、洪水警報又は暴風警報が発表されたとき 2 その他町長が必要と認めたとき	関係部と総務部総務課で情報連絡及び災害に対処すべく企画を行い、状況に応じてすみやかに2号警戒配備に切りかえ得る態勢とする。
	2号警戒配備	1 大雨警報、洪水警報又は暴風警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき 2 吉野川(紀の川)「水防団待機水位(通報水位)」到達情報が通知された場合 3 その他町長が必要と認めたとき	あらかじめ指定する各部の所要人員をもって情報連絡及び災害に対処すべく企画を行い、状況に応じてすみやかに1号動員発令に対処でき得る態勢を整える。
災害対策本部	1号動員	1 局地的に災害が発生したとき、又は発生することが予測される場合 2 吉野川(紀の川)「氾濫注意水位(警戒水位)」到達情報が通知された場合 3 その他町長が必要と認めたとき	あらかじめ指定する各部の所要人員をもって情報連絡及び小災害に対処すべく企画を行い、状況に応じてすみやかに2号動員発令に対処でき得る態勢を整える。
	2号動員	1 吉野川(紀の川)「避難判断水位(特別警戒水位)」到達情報が通知された場合 2 相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予測される場合 3 その他町長が必要と認めたとき	各部職員全員をもって情報連絡及び相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる態勢とする。

第3 風水害等警戒体制

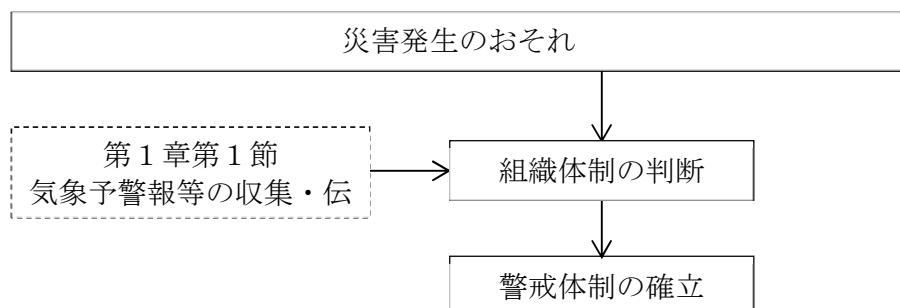
気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とされるときは、災害対策本部設置以前の体制として、風水害等警戒体制をもって災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

なお、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

風水害等警戒体制は、上記表に示す設置基準により設置し、災害発生のおそれが解消した場合、及び町長がその必要がないと認めた場合、廃止する。

町長は、風水害等警戒体制を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

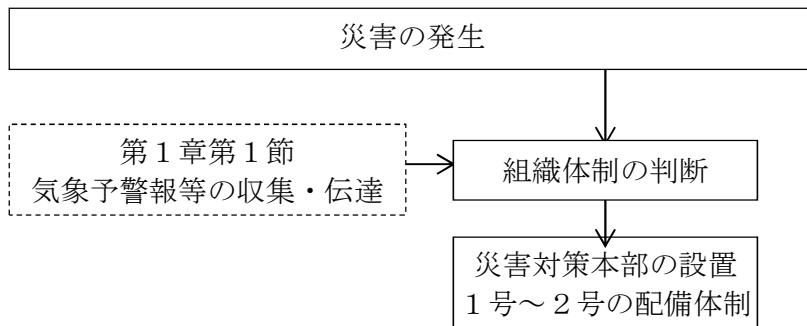
■応急対策の流れ



第4 災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

■応急対策の流れ



1 設置基準

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、奈良県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

- (1) 市町村毎（大淀町）に気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水その他の警報が発表され、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (2) 市町村毎（大淀町）に気象業務法に基づく強風、大雨、又は洪水その他の注意報が発表され、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) 町に吉野川（紀の川）「氾濫注意水位（警戒水位）」又は「避難判断水位（特別警戒水位）」到達情報が通知された場合
- (4) 町において大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (5) その他本部を設置してその対策を必要とすると町長が認めたとき。

2 廃止基準

- (1) 災害対策を終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれがなくなり、本部の閉鎖を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部に部及び班を設ける。その他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副本部長又は班長等が代理出席する。

ア 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、大淀消防署長、消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておく。

■本部会議の構成員

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長、消防団長
本部員	総務部長、住民福祉部長、建設環境部長、上下水道部長、教育委員会教育部長、議会事務局長、消防団副団長、大淀消防署長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (エ) 各部間調整事項に関すること。
- (オ) 住民への避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧・復興に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部総務班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

4 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務部総務班は各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関に連絡する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場 201 会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために必要な場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、総務部総務班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「大淀町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長又は班長、副班長その他の班員が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

資料編：1－3 大淀町災害対策本部条例

第5 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

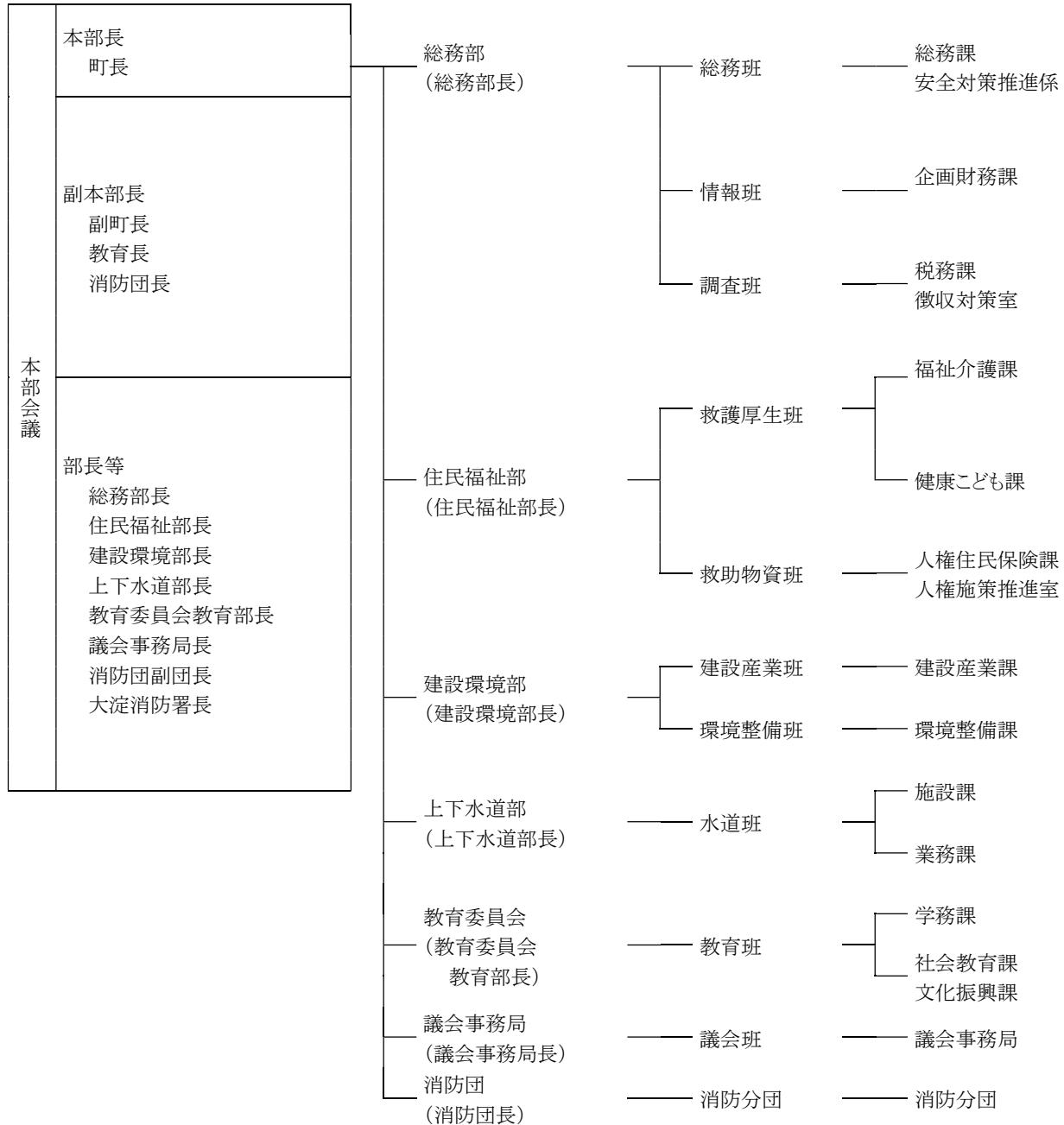
現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。

第6 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

1 本部の組織

■災害対策本部組織図



2 本部各部・班の事務分掌

部	班	事務分掌
総務部 部長 総務部長	総務班 受援班 班長 総務課長	1 災害警戒期、発災直後の初動対応に関すること 2 本部の設置及び閉鎖に関すること 3 防災会議、本部会議及び関係部長会議に関すること 4 現地災害対策本部に関すること 5 活動拠点の配置に関すること 6 災害対策に関する職員の動員計画に関すること 7 配備体制、応急対策その他の本部長命令の伝達に関すること 8 避難指示等発令、警戒区域設定に関すること 9 災害救助法適用の要請及び激甚災害指定の申請に関すること 10 災害救助法に基づく救助に関する各部間の総合調整に関すること 11 防災行政無線(防災放送)に関する統括に関すること 12 被災地内の防犯対策に関すること 13 罹災証明書発行に関すること 14 県・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること 15 自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整 16 消防団との調整に関すること 17 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること 18 視察、見舞い等来町者の接遇に関すること 19 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること 20 人的支援、物的支援に係る全体調整に関すること 21 受援対応マニュアルに関すること 22 国、地方自治体、各種団体等への派遣要請、受入れに関すること 23 物的支援の要請、受入れに関すること 24 その他災害応急対策全般の調整に関すること
	情報班 班長 企画財務課長	1 通信の確保に関すること 2 気象情報の収受、被害情報及び防災情報の処理、会議記録、府内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3 情報システムに関すること 4 災害関係費の予算措置及び支出に関すること 5 災害弔慰金等支給、災害援護資金貸付に関すること 6 義援金、救援物資の配分に関すること 7 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること 8 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること 9 町内滞在中観光客の安全確保に関すること 10 総務班への応援に関すること 11 バス等公共交通確保対策に関すること 12 広報資料の作成等災害時広報活動に関すること 13 町ホームページへの災害専用サイト開設・運営管理に関すること 14 CATVへの災害時放送の要請に関すること 15 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務
	班員 企画財務課	

部	班	事務分掌
	調査班 班長 税務課長 班員 税務課	1 発災直後の人的被害状況の調査、建物及び宅地被害状況の調査その他の特命調査に関すること 2 罹災世帯調査台帳の作成及び発行に関すること 3 被災者等への国保、租税等減免に関すること
住民福祉部 部長 住民福祉部長	救護厚生班 班長 福祉介護課長 健康こども課長 人権住民保険課長 班員 福祉介護課 健康こども課 人権住民保険課	1 指定避難所の開設、運営に関すること 2 要配慮者等の救援に関すること 3 災害ボランティアに関すること 4 社会福祉施設の被害調査の協力に関すること 5 介護保険料免除及び各種給付金の支払いに関すること 6 医療、助産救護対策に関すること 7 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保に関すること 8 吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤士会、医療機関との連絡調整に関すること 9 被災者向け保健、こころのケア対策に関すること 10 感染症予防等被災者の保健衛生に関すること 11 防疫対策に関すること 12 園児の保護及び応急保育に関すること 13 災害救助法関係資料等災害救助実施状況のとりまとめ及び県への報告に関すること 14 その他被災者生活救援対策に関すること(災害救助法関係事務含む。) 15 医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付に関すること 16 医療救護班の編成及び運営に関すること 17 その他医療に関すること
	救助物資班 班長 人権住民保険課長 班員 人権住民保険課	1 食料その他救助救援物資の調達、受入れ、配付に関すること 2 救助救援物資の輸送に関すること 3 遺体の搜索、収容、埋葬に関すること 4 要検索者名簿の作成に関すること 5 罹災世帯調査台帳の作成の協力に関すること 6 外国人の救援救護対策に関すること 7 災害相談窓口の開設、運営に関すること
建設環境部 部長 建設環境部長	建設産業班 班長 建設産業課長 班員 建設産業課	1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること 2 河川・水路・ため池・砂防施設、土砂災害関係等の人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること 3 国交省、県土木事務所との連絡調整に関すること 4 応急対策用資機材の調達、配分に関すること 5 被災建築物応急危険度判定実施に関すること 6 住宅の確保に関すること 7 被災地内の交通規制対策に関すること 8 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること 9 商工業、観光施設における被害調査、応急対策、復興支援対策に関すること 10 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること

部	班	事務分掌
		11 農畜林作物、治山林道及び課所管町有施設の被害調査、応急対策に関すること 12 農林関係建物等の災害調査に関すること 13 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 14 被災宅地応急危険度判定実施に関すること 15 臨時ヘリポート開設に関すること 16 被災地内駐車場・駐輪場確保対策に関すること 17 災害復旧、復興対策に関すること 18 宅地造成等開発行為箇所の被害調査及び復旧工事指導に関すること 19 公園施設等の被害調査及び応急復旧に関すること
	環境整備班 班長 環境整備課長	1 廃棄物、環境対策に関すること 2 災害時環境保全対策に関すること 3 ペットの保護対策に関すること
	班員 環境整備課	
上下水道部	水道班 班長 施設課長 業務課長	1 上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること 2 緊急時活動用水、飲料水の確保に関すること 3 病院等防災拠点施設及び住民への応急給水に関すること 4 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること 5 他上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡に関すること
	班員 施設課 業務課	
教育委員会	教育班 班長 学務課長 社会教育課長 文化振興課長	1 園児、児童、生徒の避難、救護対策に関すること 2 学校教育施設における指定避難所の開設・運営協力に関すること 3 応急教育の実施に関すること 4 学用品等の調達、支給に関すること 5 学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 6 所管施設利用者の避難、安全確保に関すること 7 所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること 8 所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること 9 学校教育施設に併設した給食室による被災者向け炊き出しの実施 10 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 11 県教育委員会及び県立高校等との連絡、調整に関すること 12 部が使用する物資、機材等の調達、配分に関すること
	班員 学務課 社会教育課 文化振興課	
議会事務局	議会班 班長 議会事務局	1 議会との連絡調整に関すること 2 各班への協力に関すること
	班員 議会事務局	

部	班	事務分掌
消防団	消防分団	1 初期消火及び出火防止活動に関すること 2 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること 3 住民向け避難命令の伝達、広報の協力に関すること 4 緊急避難時の誘導、安全確保に関すること 5 負傷者の救護に関すること 6 水防活動に関すること 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動に関すること 8 火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること 9 河川・水路、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること 10 被災地における防犯対策への協力に関すること
部長	班長	
消防団長	消防団分団長	
	班員	
	消防団員	

第2節 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

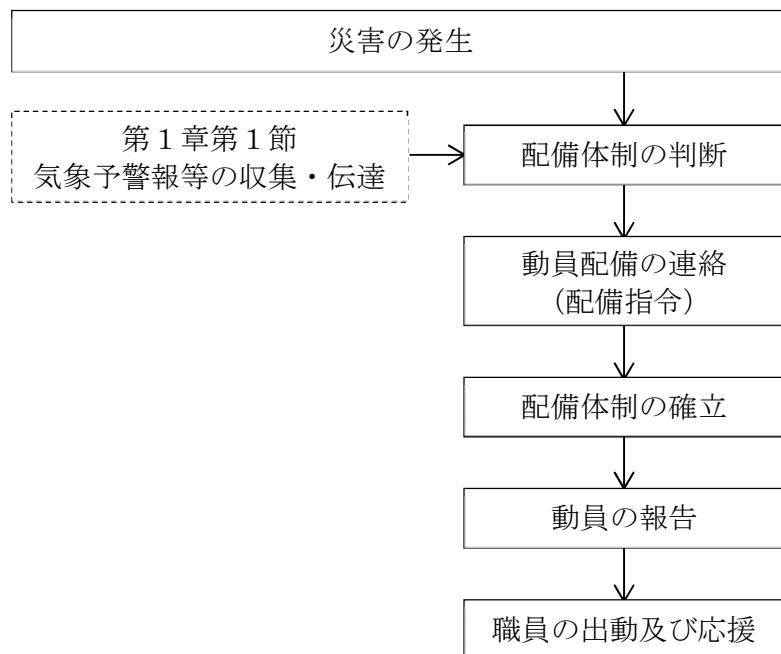
《担当部・機関》

各部・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 動員人員

職員の動員は、次のとおりとする。

部	動員区分班名	風水害等災害警戒体制		災害対策本部	
		1号警戒配備	2号警戒配備	1号動員	2号動員
総務部	総務班	課長以上	課長補佐以上	係長以上	全員
	情報班	〃	〃	〃	〃
	調査班	〃	〃	〃	〃
住民福祉部	救護厚生班	〃	〃	〃	〃
	救助物資班	〃	〃	〃	〃
建設環境部	建設産業班	〃	〃	〃	〃
	環境整備班	〃	〃	〃	〃
上下水道部	水道班	〃	〃	〃	〃
教育委員会	教育班	〃	〃	〃	〃
議会事務局	議会班	〃	〃	〃	〃
消防団	消防分団	〃	〃	〃	〃

※風水害等災害警戒体制の2号警戒配備において、各部の所管する施設管理は必要に応じた体制を整える。

第2 動員方法

1 出動指令の決定

(1) 1号警戒配備

1号警戒配備についての事務は次のとおりとして、総務部総務課において行う。

ア 1号警戒配備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 1号警戒配備動員の発令

(2) 2号警戒配備

2号警戒配備についての事務は次のとおりとして、総務部総務課において行う。

ア 2号警戒配備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 2号警戒配備動員の発令

総務部長は、配備動員を発令するとともに、町長にこれを報告し、総務部総務課は2号警戒配備動員の発令を各部庶務担当課に伝達する。

ウ 被害報告等のとりまとめ

エ 被害報告等のとりまとめの結果、1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

(3) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（町長）が発令する。町長は、必要と認めた場合は、本部会議を経ずして、発令することができる。

なお、本部長（町長）が不在のときは副本部長（副町長又は教育長）がこれを代行する。

イ 各部長は、動員が決定された場合は、直ちに各班長に連絡しなければならない。
連絡を受けた各班長は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を総務部総務班（総務部総務課）に連絡しなければならない。

2 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各部への連絡は、総務部総務班（総務部総務課）が電話及び伝令によって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

3 勤務時間外の動員方法

(1) 招集

勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合、Jアラートと連動し自動でメール・電話による招集を行い、これ以外の場合にあっては、当直者は直ちに総務部総務課長を通じて町長に状況を報告し、その指揮を受けて招集する。

(2) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、メール・電話等による。

4 動員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、総務部総務班へ参集を報告する。

(2) 総務部総務班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

5 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と大淀町災害対策本部との連絡にあたる。

6 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

7 人員の確保

(1) 1号警戒配備及び2号警戒配備の場合

各部長は、各部の災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、総務部長に対し、人員の多い動員区分の指令を要請する。

(2) 1号動員の場合

各部長は、各部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部総務班へ報告する。

(3) 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

8 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、動員区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 勤員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

動員対象職員は、各自必要な食料等を平時から備蓄し、参集時に持参するよう努める。また、総務部情報班は、住民福祉部救助物資班と協議の上、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

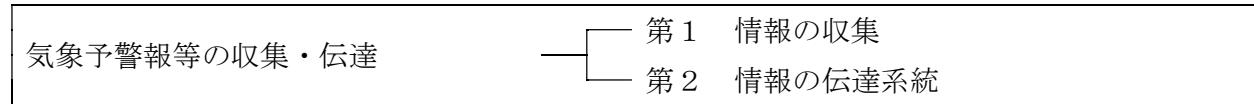
第3節 気象予警報等の収集・伝達

奈良地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路・方法によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

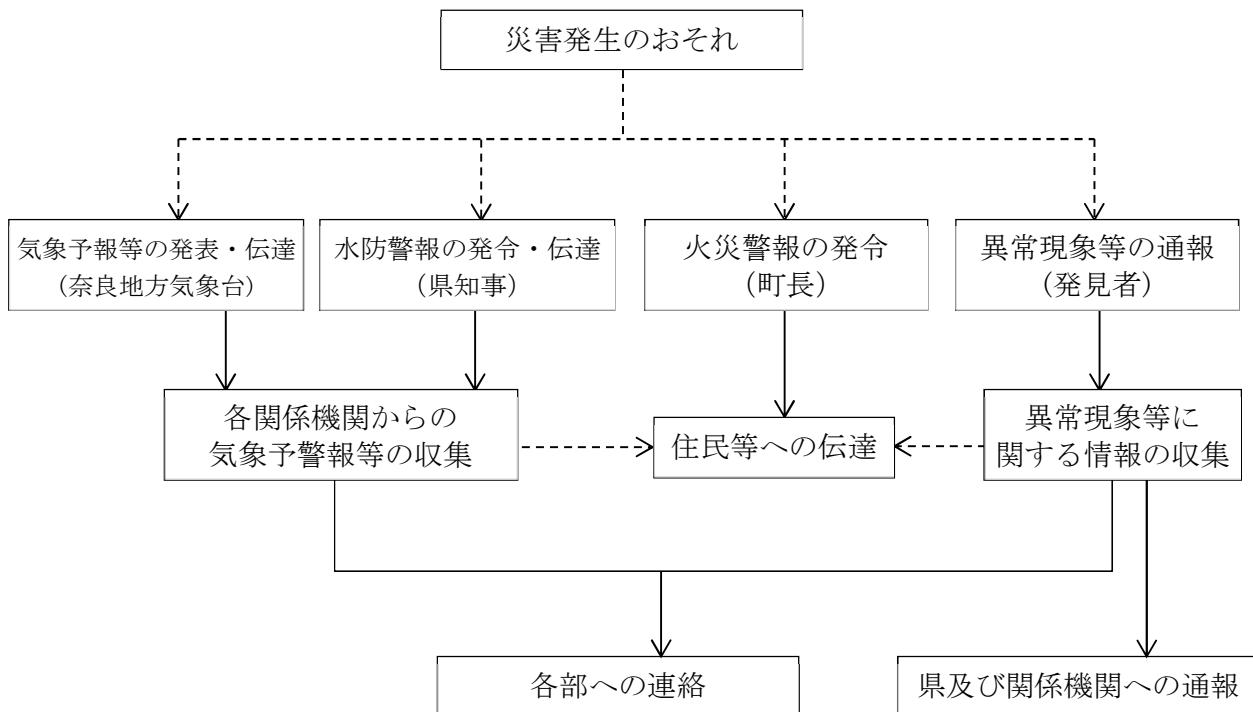
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地震、水象

奈良地方気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、奈良県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

※市町村等をまとめた地域「五條・北部吉野」に該当する市町村：五條市（大塔町を除く）、大淀町、吉野町、下市町

■区域区分図



ア 注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときに発表されるもの。

イ 警報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表されるもの。

ウ 特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されるもの。

■特別警報の種類と発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

エ 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報気象情報

大雨や強風等の気象現象によって発表中の警報等を補完するために、発表される気象情報及び町長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するための情報である。

オ 気象庁による発表基準

奈良地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及びその基準は、資料編3-1のとおりである。

なお、警報や注意報は、気象要素(雨量、指標、風速など)が基準に達すると予想した区域に対して発表するが、地震や災害の発生等により災害発生にかかる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。

資料編：3-1 奈良地方気象台が発表する注意報、警報、情報の種類及び発表基準

(2) 水防警報及び避難判断水位(特別警戒水位)到達情報

奈良県知事は、水防法の規定に基づき知事が指定する河川について、水防警報及び避難判断水位(特別警戒水位)到達情報を発表する。

町域を流れる河川のうち指定される河川は、吉野川(紀の川)である。

ア 水防警報

洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき水防のため必要な措置をとるよう関係水防管理者に通知されるもの。

奈良県知事が発令する水防警報の基準は次のとおりである。

■水防警報の発表基準

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えたとき、又は、重大な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき、又は、事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知。
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。

(但し、「待機」「準備」の2段階は省略することができる。)

イ 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

町長の避難指示等の発令判断のめやす及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知されるもの。

ウ 河川の指定

水防法第16条に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

■奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川

河川名	区域	対象 量水標	水位(m)
吉野川 (紀の川)	左岸 吉野郡吉野町南国柄 右岸 " " 吉野町と川上村の境界から国土交通 大臣が水防警報を行う指定河川との境 界まで	上市	水防団待機水位 3.50 (通報水位) 氾濫注意水位 5.40 (警戒水位) 避難判断水位 5.40 (特別警戒水位)

(3) 土砂災害警戒情報

奈良地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、町に土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

この情報は、奈良地方気象台から奈良県を通じて町に伝達するとともに報道機関の協力を得て、住民への周知を図る。

ア 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内の全市町村を発表対象とする（ただし、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く）。

イ 内容

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものである。

なお、発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。

ウ 発表と解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に奈良県と奈良地方気象台が協議して行う。

■土砂災害警戒情報の発表・解除

発表	・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの予測値を基に作成した指標が監視基準に達した場合
解除	・実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

(4) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

火災気象通報は、消防法の規定に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険

であると認めるとき、その状況を県知事に対し通報するもので、県知事は「火災気象通報」を受けたときは直ちに町長に通報する。

火災気象通報の通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 火災警報

町長は、県知事から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法の規定に基づき関係団体及び住民等に火災警報を発表する。

町は「火災警報」を発したとき、及び解除したときは、町広報車、消防署・消防団消防車両等による火の使用制限の呼びかけを行うよう措置するとともに、県知事に対し通報する。

2 雨量・河川等水位情報の観測

(1) 雨量の観測

総務部総務班は、関係雨量観測所の情報を収集する。

(2) 河川水位の観測

建設環境部建設産業班は、管内河川の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部総務班へ通知する。

(3) ため池水位の観測

建設環境部建設産業班は、管内ため池の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部総務班へ通知する。

また、常に的確な気象状況の把握に努め、ため池水位の観測・監視を行う。その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに総務部総務班へ通知する。

(4) 隣接市町村との情報交換

総務部総務班は、隣接市町村防災担当と相互に雨量・河川等水位に関する情報の交換に努める。

3 異常現象の発見及び通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。

(2) 町長は、異常現象の通報を受けた場合、県、奈良地方気象台及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

■異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位
地象	地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

4 気象予警報等に関する情報の収集

奈良県防災情報システム、インターネット、並びにFAX・電話等、関係機関との連携によって収集する。

5 特別警報に係る措置

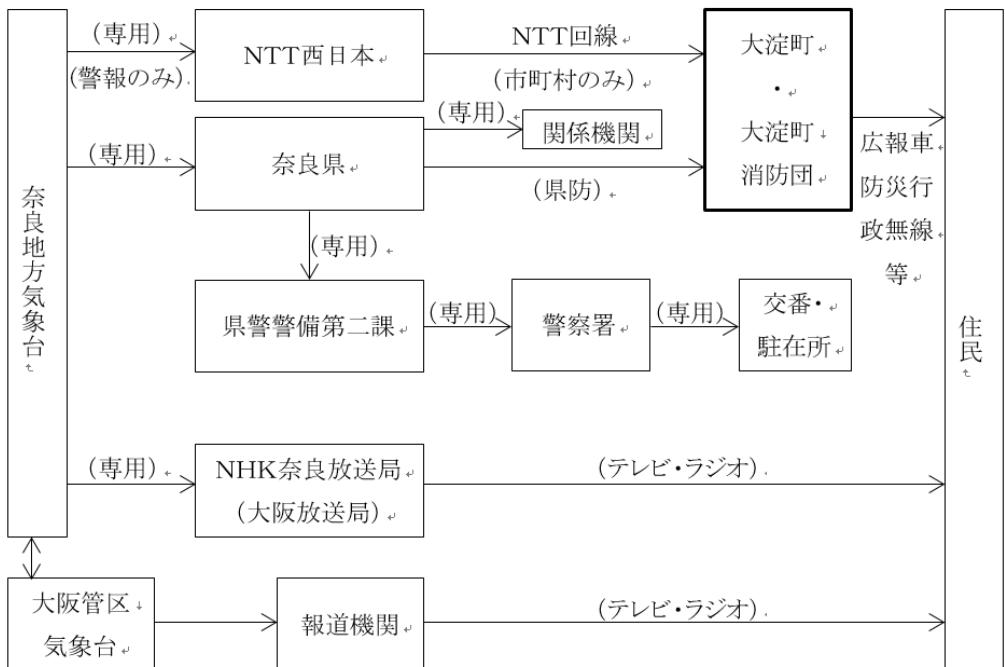
特別警報の伝達を受けた時、あるいは異常現象を覚知したときは、本計画に基づく伝達手段により、管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに、対策を講ずる。

第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、県は奈良地方気象台から通知を受け防災情報システムにより町へ伝達する。なお、気象警報については、あわせて西日本電信電話よりNTT回線FAXにより町に通知される。

■気象予報等の伝達系統



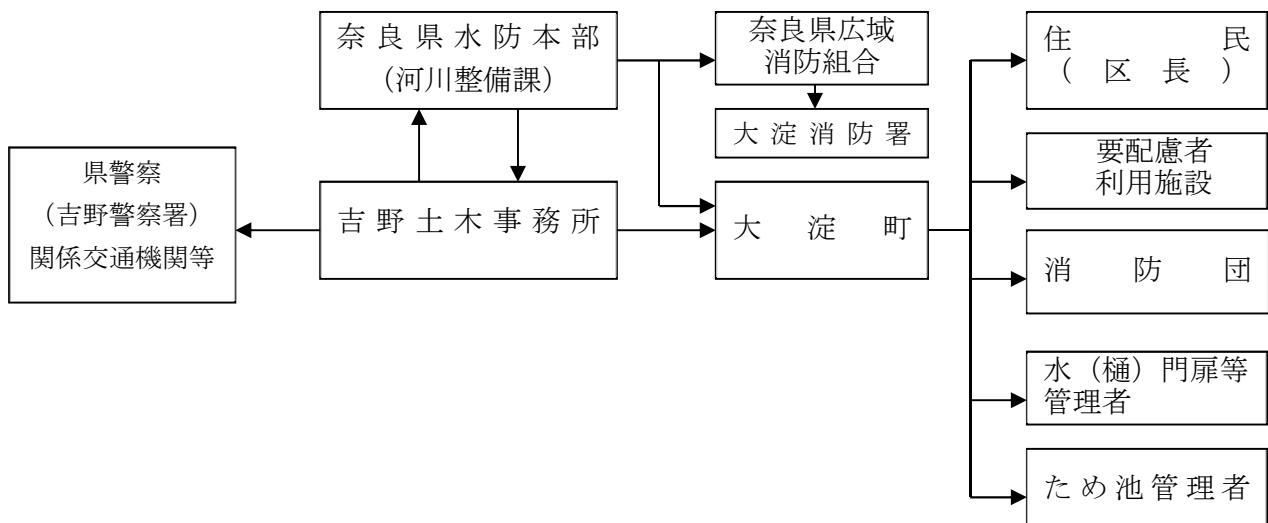
(県防)は県防災情報システム、(専用)は専用線または専用無線を表す。

奈良地方気象台からNHK奈良放送局への専用線による伝達は、令和3年3月31日で廃止予定。

2 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達経路

吉野川（紀の川）に関する水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の県からの伝達経路、並びに町内における主な伝達経路は、次のとおりである。

■水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達経路



3 庁内における伝達方法

(1) 勤務時間内

気象警報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、及びその他重要なものについては、電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

(2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において宿直担当者が受けた気象予警報、並びに異常現象発見者からの通報は、宿直担当者が動員指定部長に対し電話で連絡する。部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ その他の動員指定職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

ウ 気象情報、土砂災害警戒情報等のJアラートと連動している情報にあっては、動員指定職員及び災害対策本部本部員に対し、自動メール・電話により伝達される。

4 住民への周知

気象関連情報等は、ラジオ、テレビ（大淀あらかしテレビを含む。）、新聞、インターネット、モバイルメール、SNS等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等については、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

なお、住民は、ラジオ、テレビ（大淀あらかしテレビを含む。）を利用して気象予警報等を知るよういつも留意する。

(1) 勤務時間内

ア 気象警報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、及びその他重要なものについては、広報車等による巡回広報を行う。また、あわせて各区長及び消防団各分団に対し電話で連絡し、防災行政無線による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底協力を要請する。

イ 水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、及びその他重要なものについては、住民福祉部が要配慮者利用施設に対し電話で連絡し、先行的な入所者・利用者の安全確保を要請する。

(2) 勤務時間外

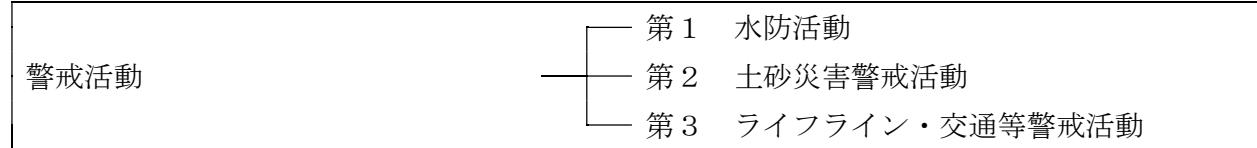
勤務時間外における住民への周知については、勤務時間内に準じて動員指定職員が行う。

第4節 警戒活動

《担当部・機関》

建設環境部建設産業班・上下水道部水道班、奈良県広域消防組合・消防団・関係機関

《対策の体系》



第1 水防活動

本部長（町長）は、町域において水防事態発生が予想される場合には、消防団に出動を指令し、おおむね次の水防活動を実施する。

なお、町が警戒体制を敷いた場合は、消防団長・副団長は町役場庁舎、各分団長は各分団詰所に待機し、本部長の出動指令に備える。

また、町が災害対策本部を設置し、2号動員体制を敷いた場合は、消防団全団員は、特に指名されたものを除き各分団詰所へ集合（出動）し警戒配備につく。

水防本部は、災害対策本部設置をもって、これにあてる。

1 消防団の出動準備・出動等

(1) 出動準備

本部長（町長）は、次の場合、消防団に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班（吉野土木事務所）に報告する。

ア 県知事より水防警報第2段階を受信したとき

イ 吉野川（紀の川）の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

(2) 出動

本部長（町長）は、次の場合、直ちに消防団をあらかじめ定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（吉野土木事務所）に報告する。

ア 県知事より水防警報第3段階を受信したとき

イ 吉野川（紀の川）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき

(3) 水防に必要な資機材の点検整備

総務部総務班及び建設環境部建設産業班は、それぞれ所管する水防倉庫の備蓄資機材の点検整備を行うとともに、協力団体・業者との応援調達ルートの確保を行う。

2 各区域内の非常監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

本部長（町長）は、出動命令を出した水防区域の非常監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、次のような異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班（吉野土木事務所）に報告する。

（1）護岸の亀裂

（2）河川の溢水状況

（3）ため池等の水漏れ

（4）橋梁等構造物の異常

資料編：2-2 重要水防区域（水防警報指定河川）

資料編：2-4 水防警報指定河川以外の河川

3 応急措置

- (1) 建設環境部建設産業班は、ため池等の管理者と連絡を密にする。
- (2) 災害により河川等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講じる。
- (3) 本部長（町長）は、水防法第21条に基づき水防のため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じるとともに、県警察（吉野警察署）に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

4 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは吉野土木事務所、関係業者等から調達を行う。

第2 土砂災害警戒活動

町及び県は、豪雨、強風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の種類

土砂災害の警戒活動については、本部長（町長）の判断により、次の警戒活動を行う。

- (1) 1号警戒配備
 - ア 各危険地域において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
 - イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
 - ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- (2) 2号警戒配備
 - ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
 - イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

2 情報交換の徹底

関係機関は、風力、雨量等の情報交換に努める。

資料編：2-6 土石流危険渓流

資料編：2-7 砂防指定地

資料編：2-8 急傾斜地崩壊危険箇所

資料編：2-9 急傾斜地崩壊危険区域

資料編：2-10 山地災害危険地区

資料編：2-11 土砂災害警戒区域

第3 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって発生する災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制を確保し警戒活動を行う。

- (1) 上・下水道
 - ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
 - ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎよ措置
- (2) 電力（関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) 電気通信（西日本電信電話株式会社）

ア 災害情報連絡室の設置

イ 情報の収集、報告（気象状況、災害予報等）

ウ 応急対策要員等の事前確保

エ 復旧資機材の調達及び災害対策機器・工事車両等の確保

オ 防護措置の実施

(4) L P ガス・簡易ガス（各事業者）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎよ措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋梁施設（建設環境部建設産業班、吉野土木事務所）

ア 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

(3) バス路線（奈良交通）

ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第3章 発災時の対応

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 情報の収集・伝達	●	●		総務部総務班、総務部情報班、総務部調査班、関係各部班、関係機関
第2節 通信手段の確保	●	●		総務部総務班、総務部情報班、関係機関
第2節 災害広報・広聴対策	●	●		総務部総務班、住民福祉部救助物資班、関係各部班、関係機関
第3節 応援の要請・受入れ	●			総務部総務班、総務部情報班、関係各部班、関係機関
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	●	●		総務部総務班、総務部情報班、関係機関
第5節 公共土木施設等・建築物応急対策	●	●	●	総務部総務班、建設環境部建設産業班、関係機関
第6節 ライフライン等の確保	●	●		上下水道部水道班、関係機関
第7節 救助・救急活動	●	●		総務部総務班、住民福祉部救助物資班、消防団、関係機関
第8節 医療救護活動	●	●		総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、南総合医療センター、奈良県広域消防組合、関係機関
第9節 交通規制・緊急輸送活動	●	●		総務部総務班、住民福祉部救助物資班、建設環境部建設産業班、関係機関
第10節 緊急物資の供給	●	●		総務部総務班、総務部情報班、住民福祉部救助物資班、上下水道部水道班
第11節 防疫・保健衛生活動	●			住民福祉部救護厚生班、建設環境部環境整備班、関係機関
第12節 遺体の収容・処理及び火葬等	●	●		住民福祉部救助物資班、関係機関
第13節 廃棄物の処理等		●	●	建設環境部建設産業班、建設環境部環境整備班、関係機関
第14節 ボランティア等自発的支援の受入れ	●	●		総務部総務班、総務部情報班、住民福祉部救護厚生班、住民福祉部救助物資班、関係機関
第15節 災害救助法の適用	●			総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、関係機関
第16節 応急教育等		●		教育委員会教育班
第17節 文化財応急対策		●		教育委員会教育班
第18節 農林関係応急対策		●	●	建設環境部建設産業班、関係機関
第19節 社会秩序の維持		●	●	総務部、関係機関
第20節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	●	●		総務部総務班

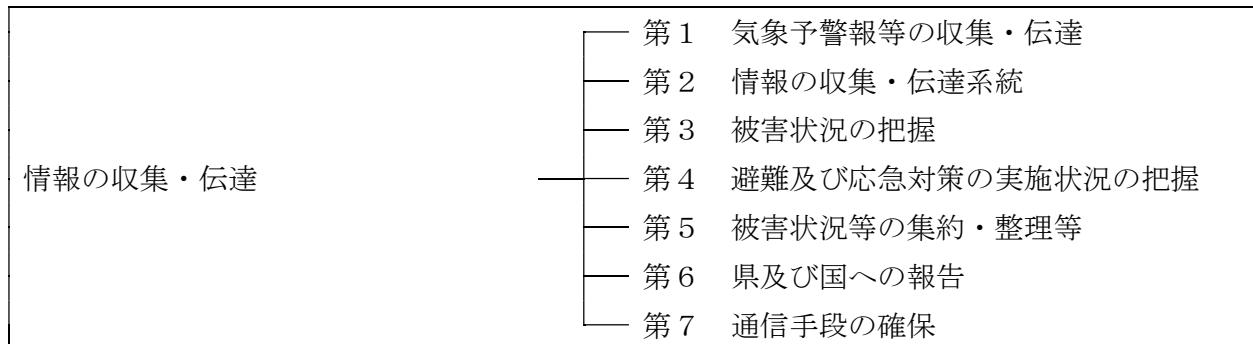
第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、ただちに防災行政無線や県防災システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

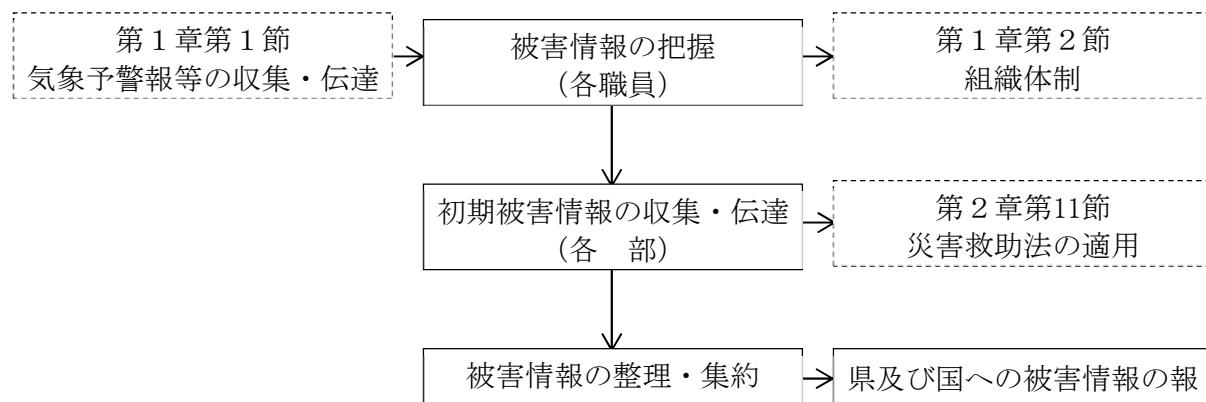
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・総務部調査班・関係各部班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第2 情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 有線放送、電話、携帯電話、FAX、大淀あらかしテレビ、ホームページ、モバイルメール、SNS等の通信手段
- (3) 車、バイク、自転車等を用いた伝令

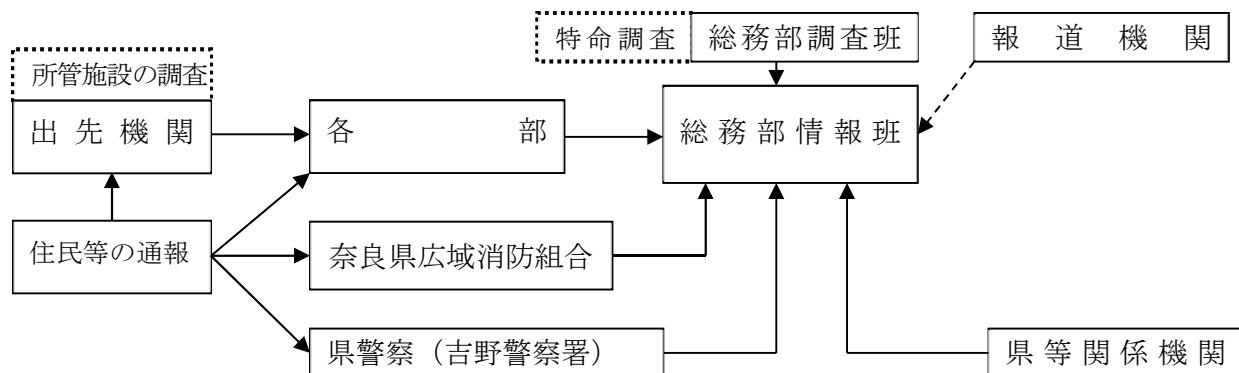
2 情報収集・伝達系統

各部は、災害発生後ただちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部情報班に報告する。

総務部情報班は、県、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）等関係機関から情報を収集し、人的被害の有無・活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

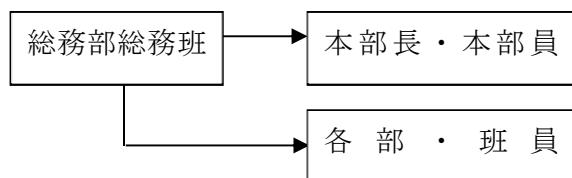
情報収集を、情報のとりまとめにあたる総務部を中心とした、情報収集系統及び情報伝達系統は以下のとおりである。

（1）情報収集系統

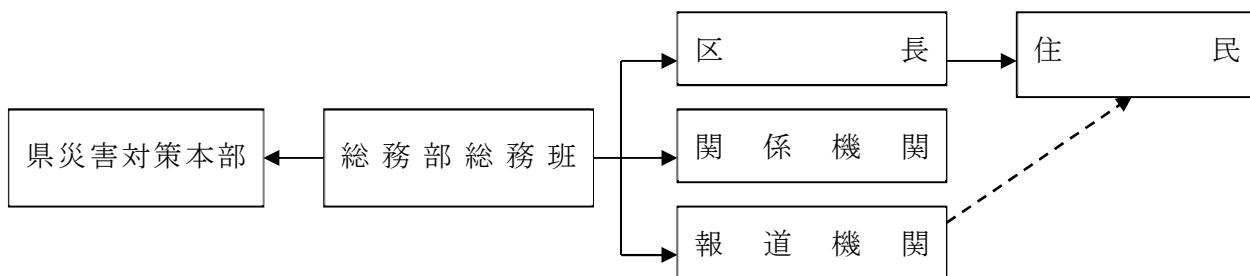


（2）情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務部情報班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

ア 人的被害の発生状況

イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況

ウ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

エ 避難の状況、住民の動向

オ 浸水（アンダーパス、低地区間等）、倒木その他による通行障害等道路交通の状況

カ 公共交通機関（電車・バス）の状況

キ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

ク その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

ア 防災行政無線を用いる。

イ 電話、携帯電話、FAX等を用いる。

ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務部情報班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を隨時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、大規模半壊、半壊、全焼・半焼等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

ア 道路、橋梁の状況

イ 河川、水路、ため池の状況

ウ 土砂災害の状況

エ 道路交通、公共交通機関（電車・バス）の状況

オ ライフラインの状況

(4) その他

ア 消火・人命救助活動の状況

イ 医療活動の状況

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

資料編：18-1 応急被災状況報告書

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部情報班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	町	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	町	
3 福祉関係施設被害	町(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	吉野保健所
5 水道施設被害	町	
6 農業生産用施設	町	県農林振興事務所
7 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
12 商工関係被害	町(県)	
13 公共土木施設被害	町(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	町
16 文教関係施設被害	町(県)教育委員会	
17 文化財被害		
18 警察関係被害	警察本部、警察署	町
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	町

4 被災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、被災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
被災状況	被災世帯数、被災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部教育班
	農林業施設の被害金額	建設環境部建設産業班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	建設環境部建設産業班

資料編：3-6 災害報告取扱要領

資料編：3-7 被害認定統一基準

資料編：3-8 大規模半壊世帯の設定基準

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部情報班に報告する。

総務部情報班は、報告をとりまとめ本部長に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
避難の状況	所管施設の避難状況	各部庶務担当班
	避難所の状況	住民福祉部救護厚生班
	避難行動要支援者の避難状況	住民福祉部救護厚生班

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部情報班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	応急給水	上下水道部水道班
	給食の状況	教育部教育班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	住民福祉部救護厚生班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	住民福祉部救助物資班 総務部総務班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部情報班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防応第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。この場合、県防災統括室への報告は総務部総務班が、県事業担当課への報告は各部事業担当班が行う。

また、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道

府県に連絡する。

1 報告すべき災害の基準

次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町又は県が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- エ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- キ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ク 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ケ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- コ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- サ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- シ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 直接報告基準

町は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

- ア 災害即報 第4の2の⑦及び⑧のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

2 総務部総務班による県防災統括室への報告

総務部総務班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、奈良県防災情報システム等により、次の報告区分及び要領により県防災統括室への報告を行う。

(1) 報告区分

区分	内容	様式
災害概況即報	<ul style="list-style-type: none">・災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する第1報を報告・「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告する	第4号様式（その1） * 可能であれば、併せて被害状況報告様式も報告

区分	内容	様式
被害状況即報	<ul style="list-style-type: none"> 即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告 但し、知事が定時報告を必要と認めた場合は、その指示に従う 	被害状況報告様式
災害確定報告	・応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告	第4号様式(その2)
災害年報	・毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに報告	第3号様式(災害年報)

(2) 報告を行うことができない場合

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

【連絡先】

奈良県防災統括室への連絡先	
勤務時間中の連絡先	休日・夜間の連絡先
代表電話 0742-22-1101 内線 2275	
直通電話 0742-27-8425 (ダイヤルイン)	N T T 電話 0742-27-8944
N T T F A X 0742-23-9244	N T T F A X 0742-23-9244
奈良県防災行政無線 TN-111-9071	奈良県防災行政無線 TN-111-9071
奈良県防災行政無線 FAX TN-111-9210	奈良県防災行政無線 FAX TN-111-9210

消防庁への報告先		
区分 回線別	平日(9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話 19-048-500-90-49013	19-048-500-90-49102
	FAX 19-048-500-90-49033	19-048-500-90-49036

※TNは地上系13、衛星系19

3 各部各班による県事業担当課への報告

各部各班は、担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って、遅滞なく調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

資料編：3-9 火災・災害等即報要領

資料編：3-10 被害状況等報告先

資料編：18-2 被害状況等報告様式

第7 被災者の安否情報

1 安否情報の提供等

(1) 安否情報の提供

総務部は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人等、被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意範囲内で、または公共上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、町は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 被災者台帳の作成

被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部班で共有するとともに、被災者支援システムに入力し応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

資料編：3-12 災害広報文例

第2節 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・関係機関

《対策の体系》



第1 応急復旧

総務部総務班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

第2 通信手段

災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。(災害対策基本法第57条)

1 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

(1) 災害時優先電話

災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱責任者を指定する。

通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部情報班は、西日本電信電話に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務部情報班は、必要に応じて西日本電信電話に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務部情報班は、関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機

等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務部情報班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、大淀消防署又は県警察（吉野警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務部情報班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 県警察（吉野警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ アマチュア無線等

4 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

5 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

資料編：3-4 非常通信経路

資料編：3-5 防災行政無線一覧表

第3節 災害広報・広聴対策

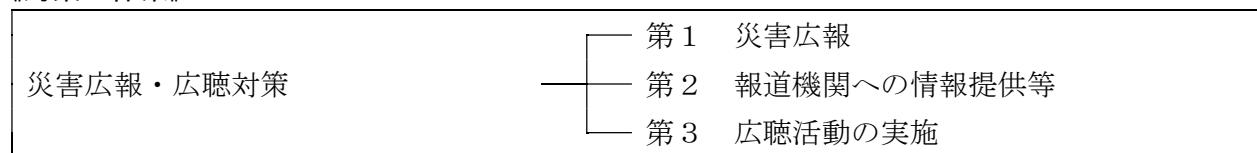
情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人ひとりが漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、災害相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

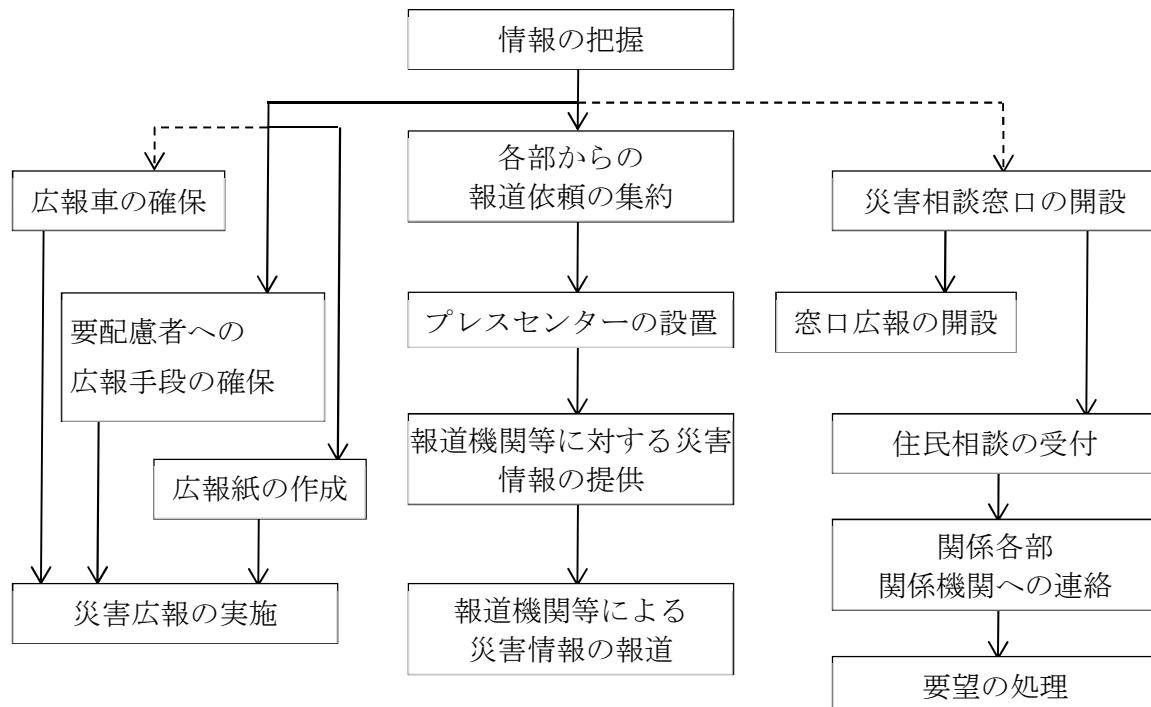
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班・関係各部班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部総務班は、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、重複をいとわず繰り返し行う。

(1) 災害発生直後の広報

ア 災害発生状況（人的被害、住家被害等）

イ 気象予報・警報に関する情報

- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - エ 土砂災害、浸水箇所・通行止め区間の周知等二次的災害危険防止のための呼びかけ
- (2) その後の広報
- ア 避難所に関する情報
 - イ 公共交通機関の被害及び運行状況
 - ウ 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
 - エ 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
 - オ 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
 - カ 医療救護所・医療機関等の開設状況
 - キ 給食、給水に関する情報
 - ク 生活必需品等の供給状況
 - ケ 安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
 - コ その他必要と認められる情報
 - (ア)被災状況とその後の見通し
 - (イ)被災者のために講じている施策
 - (ウ)義援物資等の取り扱い及びボランティアの受入れ等
 - (エ)教育及び福祉関連情報

2 広報の方法

- (1) 町防災行政無線による広報
- (2) 大淀あらかしテレビによる広報
- (3) 町ホームページによる広報
- (4) 広報車、携帯マイク等による現場広報
- (5) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (6) 避難所への職員の派遣による広報
- (7) 有線放送等の住民組織による地区広報
- (8) 報道機関による広域報道
- (9) モバイルメール、SNS等

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等によるよう努める。

また、文字放送やFAX、テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用する。

第2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総務部総務班で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（広報広聴課）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

また、報道機関が独自に行う取材活動について協力する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令状況
- (5) 住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 災害相談窓口の開設

住民福祉部救助物資班は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に災害相談窓口を開設する。

2 相談内容

災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関すること。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- (3) 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (4) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関すること。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- (7) 罷災証明の発行に関すること。
- (8) 上水道・下水道の修理に関すること。
- (9) 中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
- (10) その他生活再建に関すること。

3 実施体制

- (1) 各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民応対業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話及び専用FAXを備える。

4 要望の処理

- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。

(2) 災害相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

5 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

(1) 総務部総務班は、担当職員を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。

(2) 総務部総務班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第4節 応援の要請・受入れ

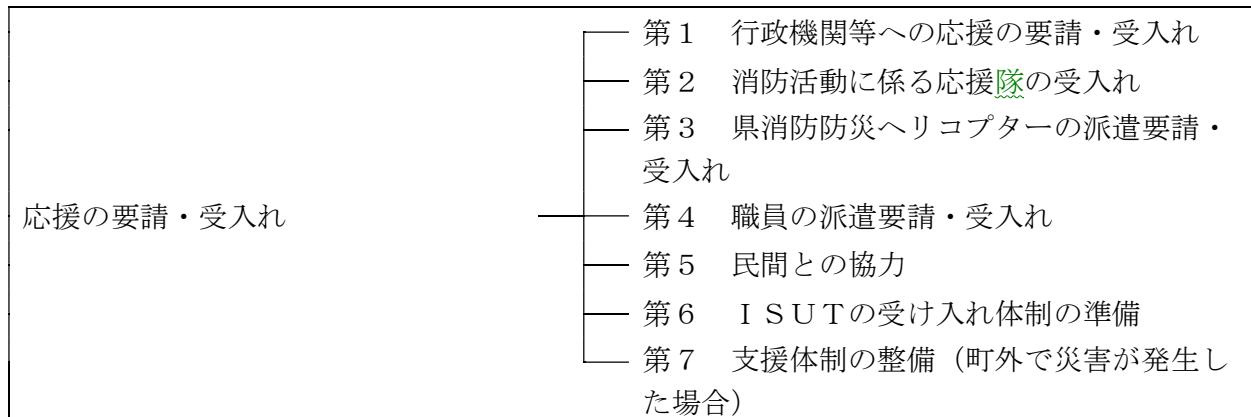
各部は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

なお、要請については、総務部総務班が窓口となり実施する。

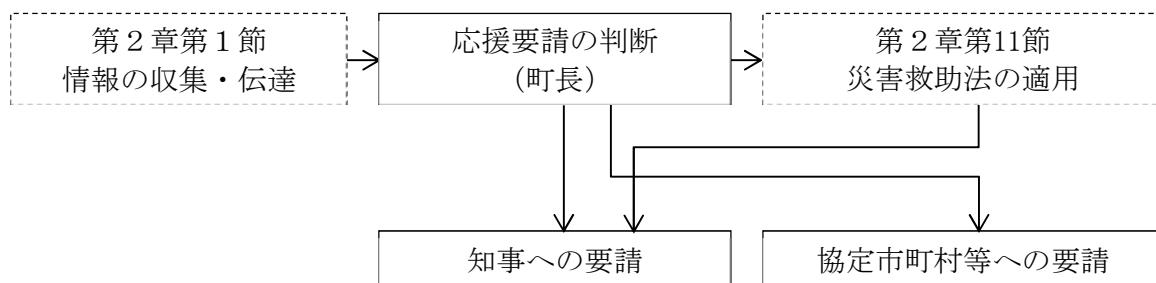
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・関係各部班・関係機関

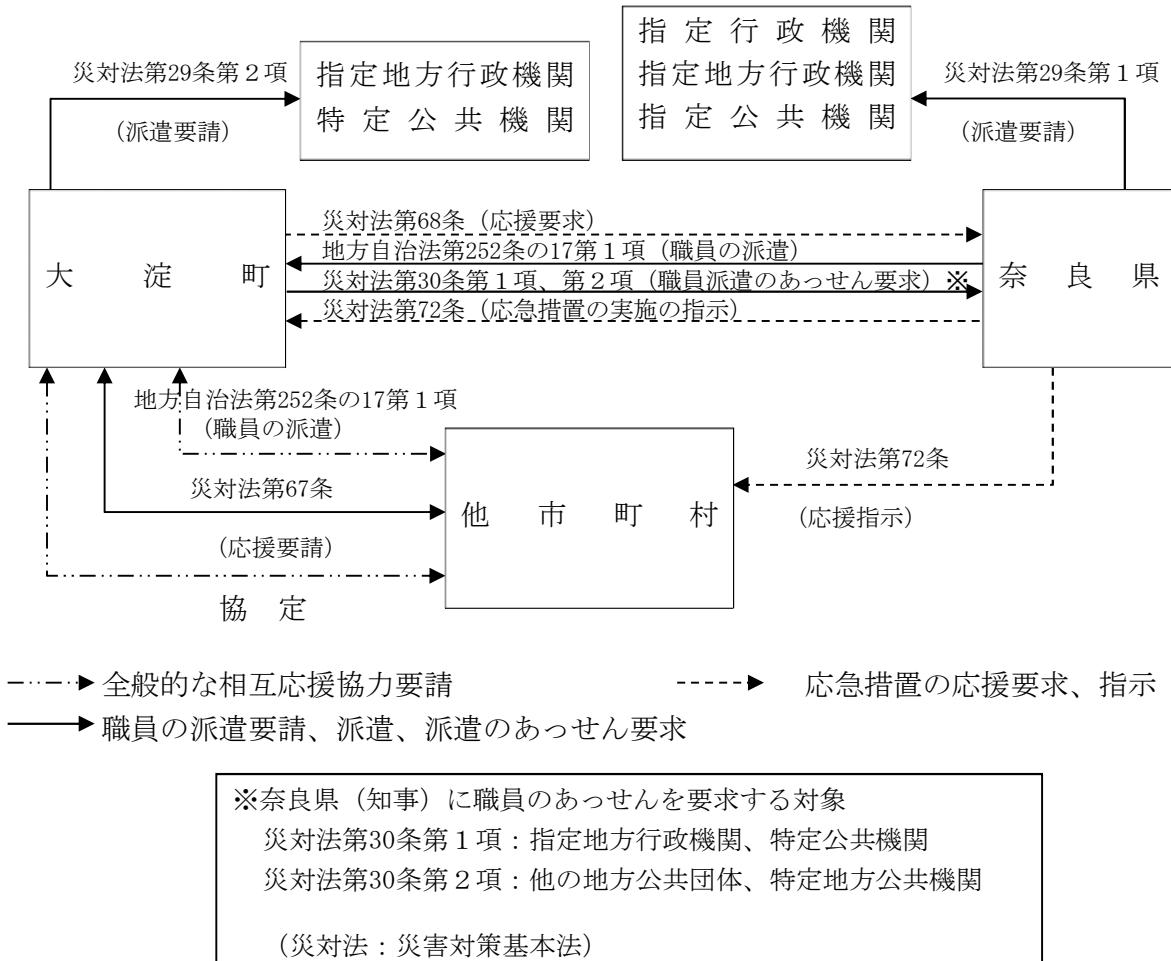
《対策の体系》



■応急対策の流れ



■法律、協定に基づく応援協力の要請系統



第1 行政機関等への応援の要請・受入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

なお、要請に関する窓口業務及び受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部総務班及び総務部情報班が行う。

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。

なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

(1) 災害の状況

(2) 応援を要請する理由

- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要事項

4 応援の範囲

- 次に掲げる応急措置を要請することができる。
- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
 - (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
 - (3) 診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
 - (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
 - (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
 - (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
 - (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
 - (8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
 - (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

資料編：4-1 災害協定一覧表
資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第2 消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

資料編：4-2 消防相互応援協定一覧表
資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第3 県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ

1 県消防防災ヘリコプターの支援要請

陸上輸送が困難なとき又は相当時間を要すると想定されるとき及び火災、山崩れ等で地上での応

急活動が困難であると想定されるとき、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

要請に関する窓口業務及び受入れについては、総務部総務班が行う。

2 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、町及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

(1) 受入れ体制

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

(2) 発着場の開設

- ア ヘリポートに紅白の吹き流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ 離着陸地点には、H記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
- ウ ヘリポート周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布又は赤布等を縛り付ける。
- オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
- カ 離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第4 職員の派遣要請・受入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

1 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定に基づき、指定行政機関、地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

2 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣あっせんを要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣あっせんを要請する理由
- (2) 派遣あっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

なお、受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部情報班が行う。

- (1) 派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。

- (2) 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 民間との協力

応援要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）に供給あっせんを依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

なお、災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）へのあっせん依頼

所轄のハローワーク下市に対して必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

2 要員等の強制従事

緊急時に対応するため、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付する。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、次のとおりである。

(1) 強制命令の種類と執行者

対策作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く 応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 71 条	知事、知事より 委任を受けた 町長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法 7条 〃 8条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65 条1項 〃 2項 〃 3項	町長 警察官 自衛官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条5項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者 水防団長 消防長

(2) 命令対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職、 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令(災害応急対策全般)	当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(4) 公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を公布する。

(5) 実費弁償

町長が災害対策基本法第82条の規定に基づいて発した従事命令により、害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

(6) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、法令又は町条例に基づきその損害を補償する。

資料編：4-3 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等

資料編：18-3 公用令書

3 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、区・自主防災組織、日赤奉仕団、防犯協会、民生委員・児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊出し
- カ 医療救護の協力
- キ その他応急救助実施の協力

第6 ISUTの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は県と連携して、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たる。

第7 支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）

1 被災地への人的支援

災害時における応援協定、全国町村会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

2 避難者の受け入れ対応

町は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について「親切に対応」する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

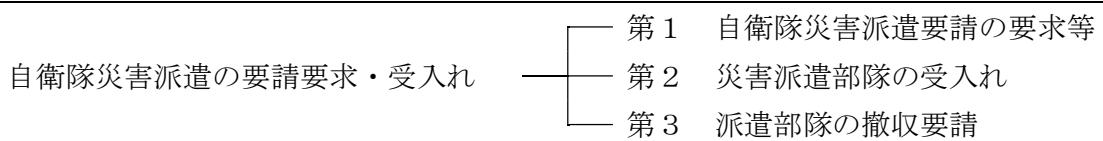
第5節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

本部長（町長）は、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

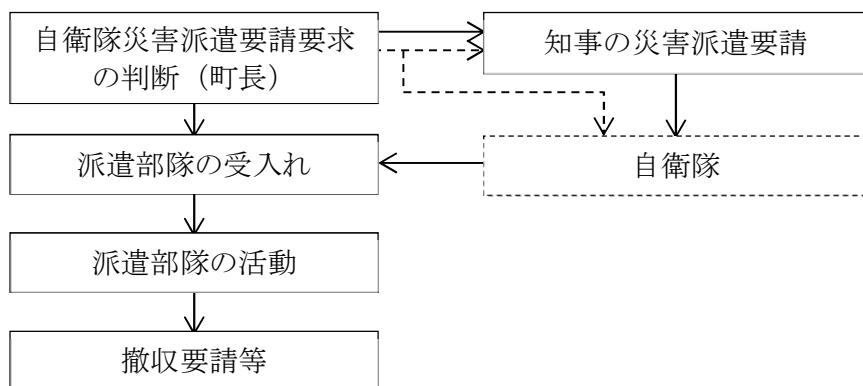
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 自衛隊災害派遣要請の要求等

自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。
なお、自衛隊災害派遣要請を要求した場合は、その旨吉野警察署長にも通知する。

1 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

2 派遣要請手続

自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

(1) 派遣要請の要求

自衛隊派遣要請依頼要求は、総務部総務班が行う。

(2) 派遣要請の通知

知事への要請要求ができない場合は、直接自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

(3) 派遣要請の上申

災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長(町長)へ上申する。

(4) 要請内容

派遣要請の要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

3 災害派遣要請手続

(1) 知事に対する連絡先（奈良県防災統括室）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話	0742-22-1101(内線2288)
直通電話	0742-27-8425
NTTFAX	0742-23-9244
奈良県防災行政無線(衛星系)	81-1111-9010
奈良県防災行政無線FAX(衛星系)	81-111-9210
夜間等代表電話	0742-22-1001
宿直室(夜間等)	0742-27-8944

(2) 知事に依頼できない場合の自衛隊への連絡

○ 陸上自衛隊第4施設団長(主として陸上自衛隊等に関する場合)

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

NTT電話 0774-44-0001

通信相手 第4施設団本部第3科総括班(内線236, 235, 239)

夜 間 第4施設団本部付隊当直(当直室)(内線223)

NTTFAX 0744-44-0001(交換切替、内線233)

奈良県防災行政無線(衛星系)

81-571-11

81-571-12(当直室)

奈良県防災行政無線FAX(衛星系)

81-571-21

○ 航空自衛隊奈良基地司令(主として航空自衛隊に関する場合)
奈良市法華寺町 1578 幹部候補生学生
NTT電話 0742-33-3951(内線211)
NTTFAX 0742-33-3951(交換切替、内線403)

(3) 報告

県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方協力本部
奈良市高畠町552
NTT電話 0742-23-7001

(4) 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行う。

陸上自衛隊 第3師団長(主として陸上自衛隊等に関する場合)
兵庫県伊丹市広畠1-1
通信先 第3師団 第3部 防衛班
NTT電話 0727-81-0021 (内線3734)
NTTFAX 0727-81-0021 (交換切替、内線3724)

資料編：18-4 災害派遣要請要求等に関する様式

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、各自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

なお、指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、連絡を受けた知事は、ただちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

- (1) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- (2) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- (4) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第2 災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

なお、受入れに伴う宿舎施設の確保等後方支援業務については、総務部情報班が行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (3) 派遣部隊及び県連絡員、関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 派遣部隊が到着した際は知事に報告する。
- (5) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- (7) 派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料等の活動に要する経費については、原則として町が負担する。

資料編：9－1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第3 派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により、知事に対して撤収要請を要求する。

なお、事後速やかに、以下の事項を記載した依頼文書を提出する。

- ア 撤収要請日時
- イ 派遣人員等及び従事作業の内容
- ウ その他参考となるべき事項

資料編：18－4 災害派遣要請要求等に関する様式

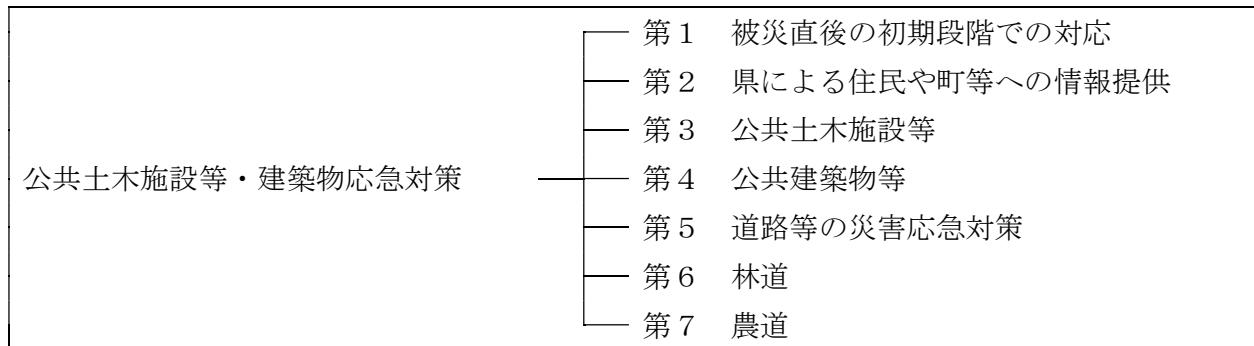
第6節 公共土木施設等・建築物応急対策

洪水、土砂災害などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

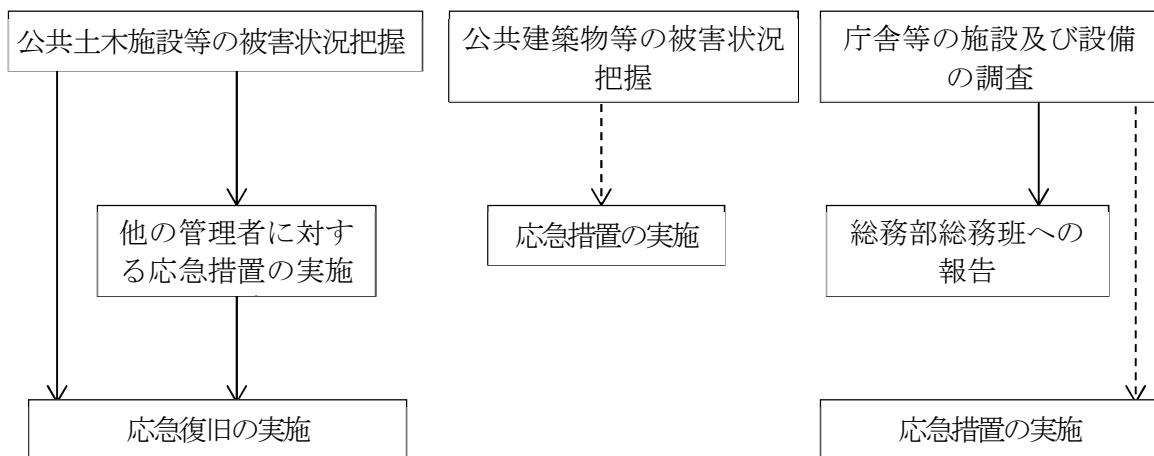
《担当部・機関》

総務部総務班・建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 被災直後の初期段階での対応

1 県との連携

町は、県が実施する以下の（1）～（4）等のために必要な情報の収集及び被害状況の把握に努め、県との情報の共有化を図る。

- (1) 現地の被害情報の収集
- (2) 緊急対応に必要な資機材の提供
- (3) 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- (4) 被害箇所状況調査

なお、国〔国土交通省〕は、重要物流道路及びその代替・補完路について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 県による情報収集と応急対策の検討への協力

- (1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。
- (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- (4) 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。

第2 県による住民や町等への情報提供

町は県から以下の情報提供を受けるとともに、住民に対して情報提供を行う。

- (1) 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- (2) 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を町のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く周知を行う。
- (3) 県との連携を図り、町内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- (4) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として県から提供を受ける。

第3 公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

建設環境部建設産業班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。その他危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が浸水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務部総務班を通じて当該道路管理者（吉野土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに県警察（吉野警察署）に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(4) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(5) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。

また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入禁止、避難誘導等、付近住民の安全確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

(6) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待つことのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者に

- その旨を報告する。
- (7) 林道 県及び森林組合と連携して、災害発生後速やかに林道施設の被害状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講じるとともに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。
- (8) 農道 農道管理者と連携して、被害状況を早期に把握し県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。また、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立ち入り制限を実施する。
- さらに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。
- (9) 応援要請 町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県（吉野土木事務所）に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池

建設環境部建設産業班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

- (1) 被害状況の把握 護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。
- 河川管理施設が決壊したときは、直ちにその旨を吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 河川管理者、ため池管理者への通報 所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務部総務班を通じて当該施設管理者（吉野土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。
- (3) 避難及び立入制限 著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 応急措置 障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。
- (5) 応急要請 町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

3 土砂災害危険箇所等

建設環境部建設産業班は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

- (1) 被害状況の把握 危険箇所等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。
- (2) 砂防ボランティア（斜面判定士等）の要請 土砂災害の危険箇所等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、県砂防ボランティア協会に砂防ボランティア（斜面判定士等）の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

(3) 関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務部総務班を通じて県（吉野土木事務所）、県警察（吉野警察署）、隣接行政機関、近畿日本鉄道、奈良交通などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を県（吉野土木事務所）に対して行う。

(6) 応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

第4 公共建築物等

1 公共建築物等

各部は、所管公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、総務部情報班へ報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

総務部総務班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、県等関係機関庁舎等の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握する。

2 庁舎等

各部は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、総務部情報班へ報告する。

また、防災上の機能に支障がある場合、緊急措置を講じる。

3 宅地

被害状況を県に報告するとともに、二次災害防止のため、建設環境部建設産業班は、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎や避難施設等の防災上重要施設が立地する宅地においては、被災宅地危険度判定士等により速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(1) 被災宅地の応急危険度判定作業の準備

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 応援要請

町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第5 道路等の災害応急対策

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

(1) 道路施設の点検

建設環境部建設産業班は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）及び協定業者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

2. 町管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

町は、管理施設である道路等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

町は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

(2) 参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合に、自宅から勤務地へ参集する職員は、参集途上において可能な限り町管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。

3 県への点検結果の報告等

総務部総務班は、緊急輸送道路等の点検結果を県（吉野土木事務所）及び県警察（吉野警察署）に報告するとともに、町域にアクセスするその他の緊急輸送道路の状況について、県（道路管理課）から情報を収集する。

なお、総務部総務班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

- *緊急輸送道路の指定路線 (p. 2-50 参照)
- *緊急輸送道路ネットワーク図 (p. 2-51 参照)

4 情報発信

町は県と連携し、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

- ア 道路等の土木施設の被害状況
- イ 交通規制の状況
- ウ迂回の方法
- エ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- イ 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ウ 防災放送による地域住民への周知
- エ 報道機関への情報提供
- オ 町ホームページへの掲載
- カモバイルメール、SNS等の活用
- キ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
- ク 国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年3月1日締結)に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送(株)に放送を依頼する。

5 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため町は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(2) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第6 林道

1 応急措置

町、県及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

町・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

第7 農道

町及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

第7節 ライフライン等の確保

ライフライン・公共交通に関わる事業者は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

また、災害によって途絶したライフライン施設、公共交通については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《担当部・機関》

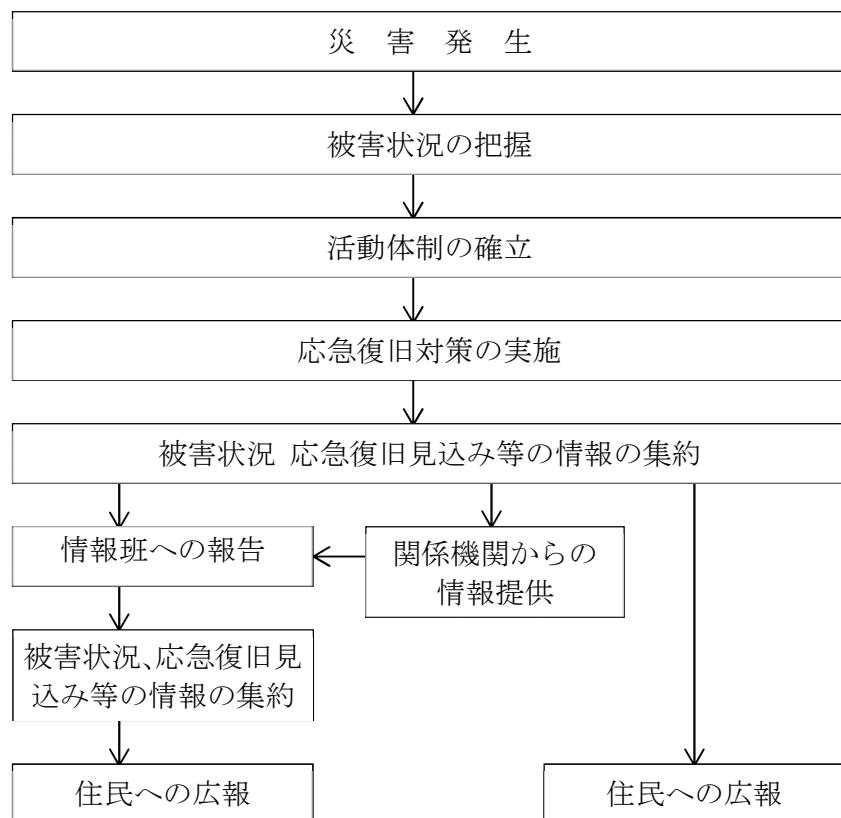
上下水道部水道班・関係機関

《対策の体系》



資料編：3-11 防災関係機関連絡先（ライフライン等連絡先）

■応急対策の流れ



第1 上水道（町）

1 活動体制

上下水道部水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じ、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

上下水道部水道班は、災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、総務部総務班を通じて、県（消費・生活安全担当課）、大淀消防署、県警察（吉野警察署）への通報、並びに付近住民への広報を行う。

3 応急復旧の方針

- (1) 施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒剤等を調達して復旧体制の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。
- (2) 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
- (3) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (5) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、県と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (6) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (7) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 住民への広報

- (1) 上下水道部は、総務部総務班を通じて、水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
- (2) 防災行政無線、町ホームページ、大淀あらかしテレビ、広報車等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道（町）

1 応急復旧

上下水道部は、被災した公共下水道・特定環境保全公共下水道施設の応急復旧をおおむね以下のとおり実施する。

- (1) 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
- (2) 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。

- (3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
(4) 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 住民への広報

上下水道部は、総務部総務班を通じて、被害状況、復旧状況及び今後の見通しに関する広報を行うとともに、生活水の節水に努めるよう協力を要請する。

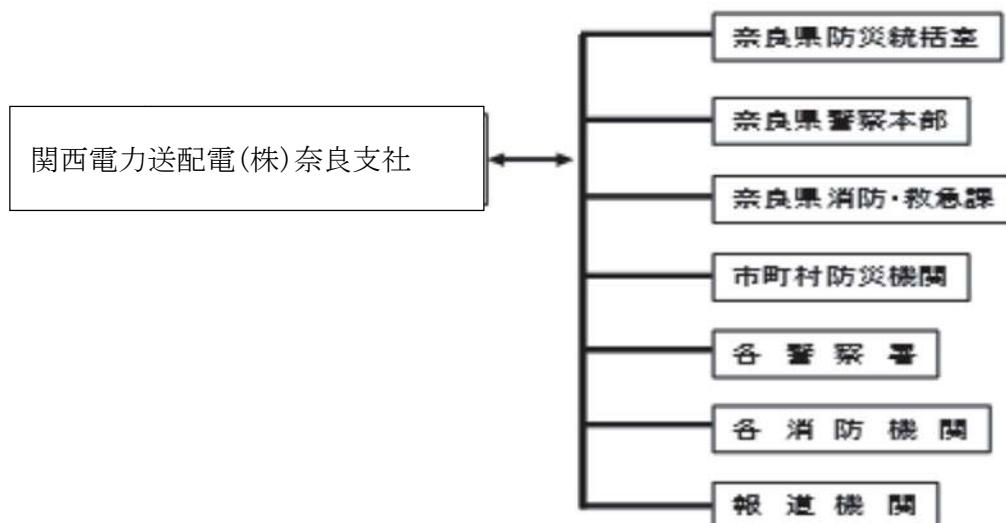
第3 電力（関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地震情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。
- ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- オ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

- ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧応援要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食料等の手配
- キ その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

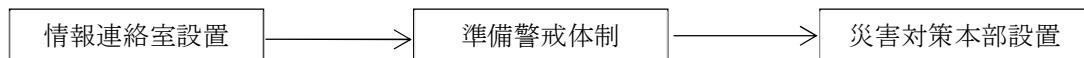
第4 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

1 発生直後の対応

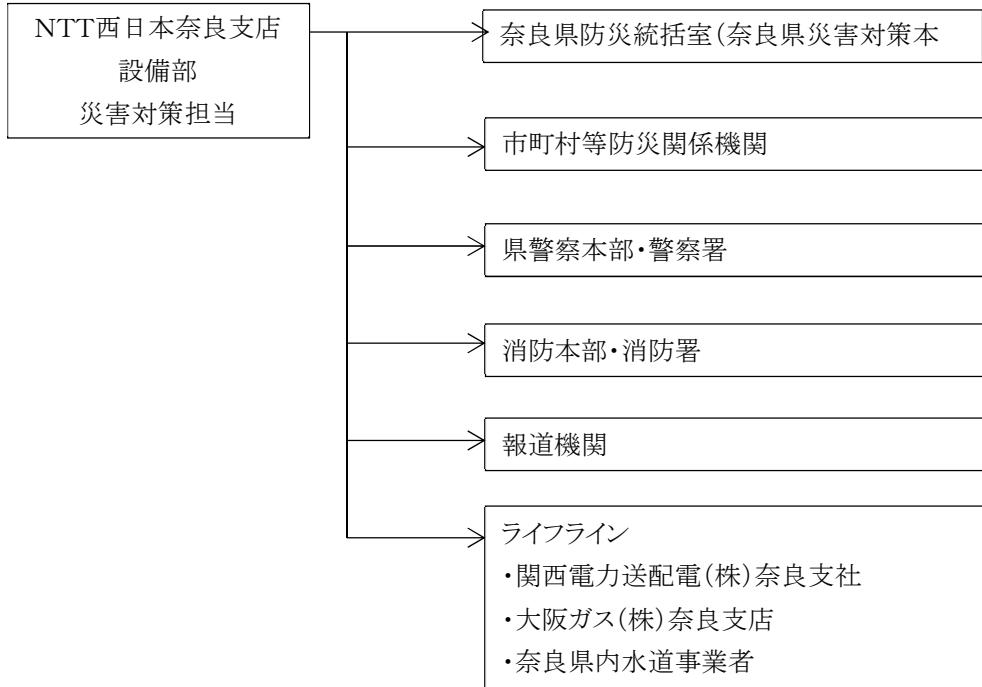
(1) 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。



(2) 災害対策情報の連絡体制

災害が発生しましたは発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。



(3) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ア 気象状況、災害予報等
- イ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ 被災設備、回線等の復旧状況
- オ 復旧要員の稼働状況
- カ その他必要な情報

(4) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- ア 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- イ 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- ウ 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

(5) 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

2 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- (1) 被災等の問合せに対する受付体制を整える。
- (2) 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- (3) 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

- (4) 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- (5) 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

3 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 気象機関 <input type="radio"/> 水防機関 <input type="radio"/> 消防機関 <input type="radio"/> 災害救助機関 <input type="radio"/> 警察機関 <input type="radio"/> 防衛機関 <input type="radio"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 選挙管理機関 <input type="radio"/> 新聞社、放送事業または通信社の機関 <input type="radio"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="radio"/> 国又は地方公共団体の機関(第一順位となるものを除く)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

4 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

5 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

6 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

7 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

第5 LPガス等（LPガス事業者等）

LPガス事業者及び簡易ガス事業者は、それぞれ水害、浸水地域のLPガス等施設による災害を最小限に止め、LPガス等の消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 LPガス事業者

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急性が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ LPガス施設が浸水した施設では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、及びLPガス設備が浸水した地域のLPガス設備全てとする。

イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

2 簡易ガス事業者

LPガス事業者に準じて、行う。

3 広報

(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第6 公共交通（近畿日本鉄道株式会社）

1 応急措置

(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）に通報し、出動を要請する。

(3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

2 応急復旧の方針

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを町及び関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

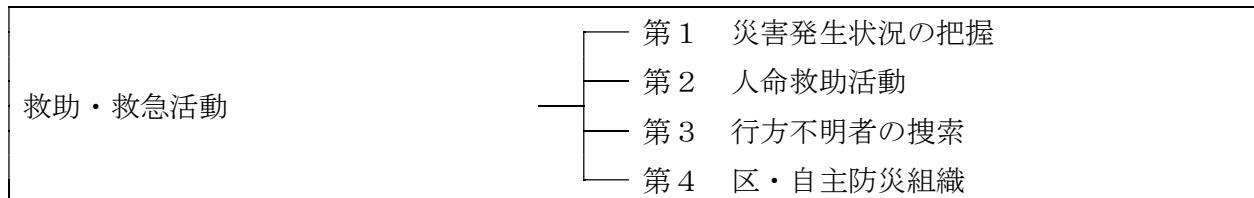
第8節 救助・救急活動

住民、区・自主防災組織、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

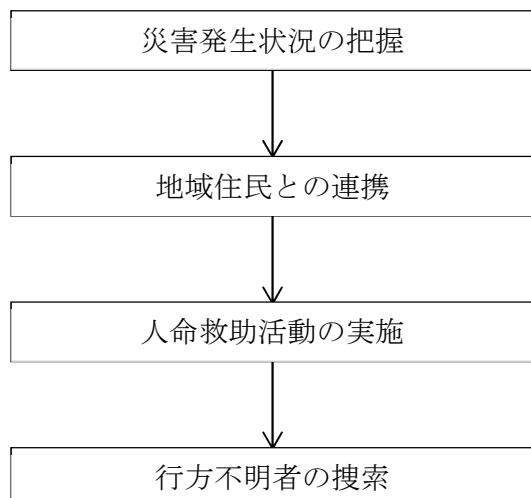
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班・消防団・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 災害発生状況の把握

総務部総務班は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、全町域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。

そのため、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

また、消防署及び消防団は、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第2 人命救助活動

消防署及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- (2) 奈良県広域消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関等と連携のうえ、災

害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

- (3) 奈良県広域消防組合は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 消防署及び消防団は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出及び救急搬送にあたる。
また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合には県と連携してヘリコプターによる救急搬送を実施する。
- (5) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (6) 県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
- (7) 消防署及び消防団、県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等が災害現場に到着するまでの間、地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

2 活動の要領

- (1) 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

資料編：10－3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

第3 行方不明者の捜索

消防署及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、住民福祉部救助物資班は、町本部への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに要捜索者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、住民福祉部救助物資班が町本部における連絡窓口となる。

- (1) 災害の規模等の状況を勘案して、県警察（吉野警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- (2) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第4 各関係機関の相互応援

(1) 消防防災関係機関

町及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活

動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

(注)消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

(2) 区・自主防災組織

地域住民による区・自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関と連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

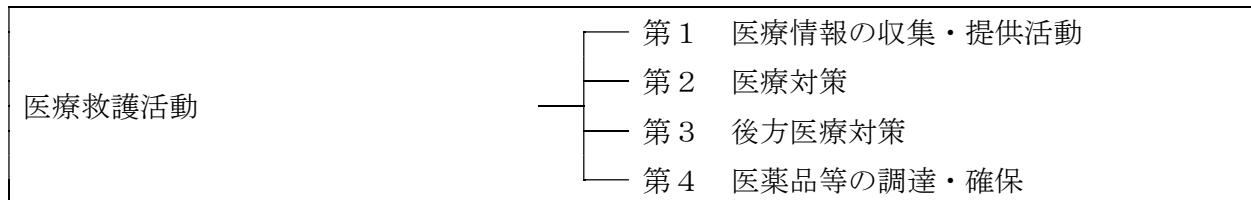
第9節 医療救護活動

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

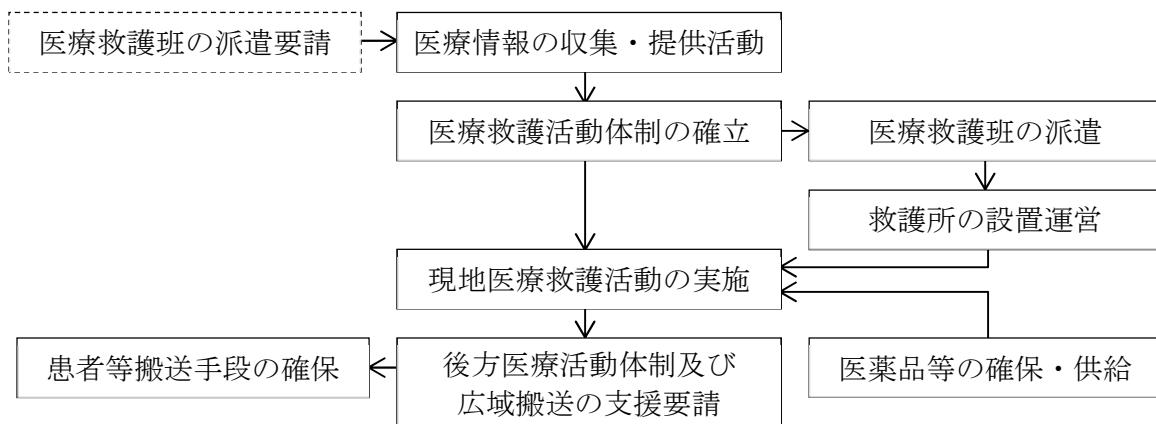
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・南奈良総合医療センター・奈良県広域消防組合・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 医療情報の収集・提供活動

住民福祉部救護厚生班は町内医療機関と連携し、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに総務部情報班に報告する。

- (1) 町は、被災状況に応じて、地区医師会または医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、吉野保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。
- (5) 町は、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

住民福祉部救護厚生班は町内医療機関と連携し、被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

(1) 医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、住民福祉部救護厚生班が南奈良総合医療センターと連携し、吉野郡医師会の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数のため、現地におけるトリアージを行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合
- c その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資機材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) 医療ニーズの把握
- (キ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

住民福祉部救護厚生班は、医療救護所が設置された場合、吉野郡医師会に医療救護班の派遣を要請する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師 1 名、看護婦 2 名、事務職員 1 名の計 4 名で 1 班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請

医療救護班が不足する場合、吉野郡医師会に医療救護班の派遣を要請する。

それでもなお、不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に緊急医療班の派遣を要請する。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）を含む。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

住民福祉部救護厚生班は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- (1) 負傷者の重症度の判定（トリアージの実施）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療機関への搬送の要否及び転送順位の決定
- (4) 搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (5) 被災地の巡回診療
- (6) 助産救護
- (7) 被災者等の健康管理
- (8) 死亡の確認
- (9) 遺体の検案（死因その他医学的検査）等の協力（状況に応じて）
- (10) その他状況に応じた処置

資料編：7－1 町内医療機関一覧

第3 後方医療対策等

医療救護所では対応できない重症傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、南奈良総合医療センターに搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

消防署は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入れ病院の選定

南奈良総合医療センター及び住民福祉部救護厚生班と連携のもと、奈良県広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、奈良県広域消防組合が所有する車両で実施する。

なお、救急車が確保できない場合は、総務部総務班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。

この場合、総務部総務班は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

資料編：9－1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

2 広域的後方医療活動

住民福祉部救護厚生班は、医療救護所及び南奈良総合医療センターでの傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

3 個別疾病（要継続的医療支援者）対策

住民福祉部救護厚生班は、人工透析患者、人工呼吸器使用者など継続的な医療支援が必要となる患者については、吉野保健所と連携して、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及び要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

4 保健師等による健康管理

住民福祉部救護厚生班は、吉野保健所と連携して、保健師等により、避難所での健康管理や集団指導、被災家庭や仮設住宅等への訪問による健康相談、保健指導、心身のケア等、必要な保健活動

を行う。その際は以下の事項に留意する。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する吉野保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

5 在宅難病患者への支援

住民福祉部救護厚生班は、吉野保健所と連携して、安否及び孤立状況が確認された在宅難病患者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

6 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

住民福祉部救護厚生班は、吉野保健所と連携して、安否及び健康状態が確認された在宅精神障がい者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

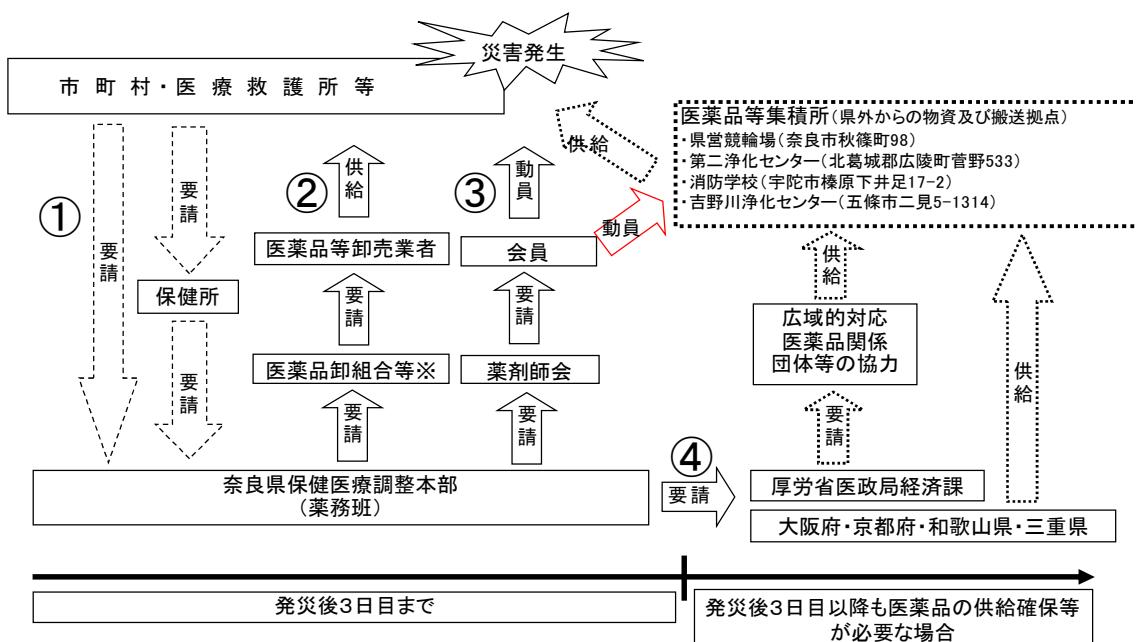
また、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

第4 医薬品等の調達・確保

住民福祉部救護厚生班は、南奈良総合医療センターと連携し、奈良県赤十字血液センター、吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

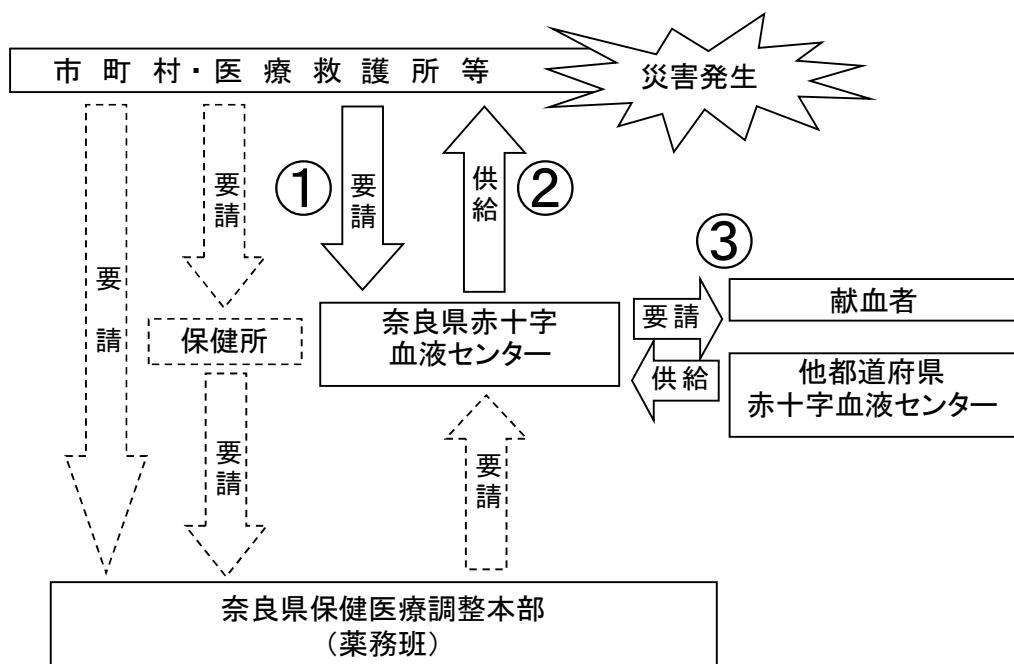
また、不足が生じる場合は、吉野保健所に対して供給の要請を行う。

■医薬品、医療機器、医療用ガス等の要請・供給フロー



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

■血液製剤の要請・供給フロー



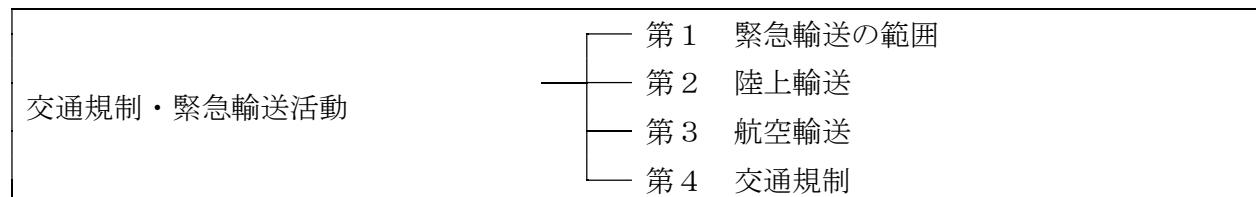
第10節 交通規制・緊急輸送活動

救助・救急、医療活動及び避難の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

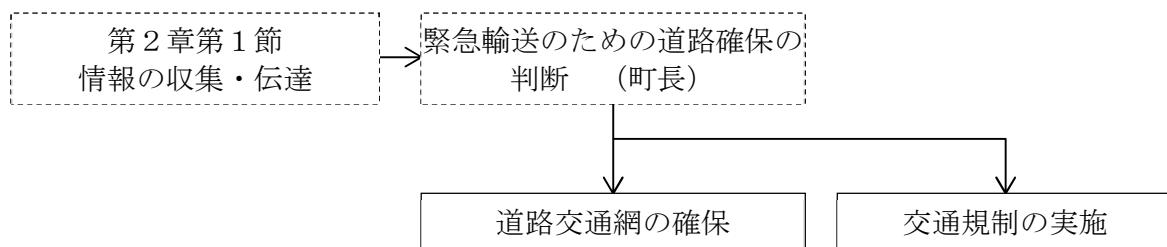
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班・建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- (8) 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第2 陸上輸送

道路啓開によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段を確保し、住民の避難、災害応急対策要員の移送、救援・救助のための資機材、その他緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 緊急輸送道路の決定

建設環境部建設産業班は、県（道路管理課）、県警察（吉野警察署）、吉野土木事務所と協議の上、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(2) 緊急輸送道路の道路啓開

建設環境部建設産業班は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

また、吉野土木事務所が行う道路啓開作業に協力する。

2 緊急輸送道路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総務部総務班は、使用可能な緊急輸送道路について、関係各部及び関係機関に連絡する。

(2) 住民への周知

総務部総務班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に發揮させるため、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 総務部総務班は、町が所有する全ての車両の集中管理を行う。

（ただし住民福祉部、建設環境部、上下水道部の車両を除く）。

イ 車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げる。

ウ なお不足する場合は、県災害対策本部に対して、輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

（ア）輸送区間及び借上期間

（イ）輸送人員又は輸送量

（ウ）車両等の種類及び台数

（エ）集結場所及び日時

（オ）車両用燃料の給油場所及び給油予定量

（カ）その他必要事項

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

総務部総務班は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるよう取りまとめに当たる。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車両については、総務部総務班が直ちに自動車検査証等の必要書類を県警察（吉野警察署）に持参し、緊急通行車両としての申請を行うよう取りまとめに当たる。

(3) 車両の運用

ア 総務部総務班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務部総務班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入れ拠点、物資集積場の確保

総務部総務班及び住民福祉部救助物資班は、関係各部・関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等受入れ拠点、物資集積場を確保する。

5 緊急輸送の実施

(1) 住民福祉部救助物資班は、緊急輸送道路の道路状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

(2) 緊急輸送の対象及び順位は次のとおりとする。

ア 緊急輸送の対象

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、資機材等
- (イ) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等
- (ウ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (エ) 応急対策に必要な人員、資機材等
- (オ) 食料、飲料水及び生活必需品等
- (カ) その他災害復旧に必要な人員、資機材等

イ 緊急輸送の順位

- (ア) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (ウ) 上記以外の災害応急対策のために必要な輸送

*緊急輸送道路の指定路線 (p. 2-50 参照)

*緊急輸送道路ネットワーク図 (p. 2-51 参照)

資料編：18－5 緊急通行車両確認に関する様式

第3 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 総務部総務班は、奈良県広域消防組合と協議の上、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと(コンクリート、芝生が最適)
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること

<必要最小限度の地積>

- ・大型ヘリコプター: 100m 四方の地積
- ・中型ヘリコプター: 50m 四方の地積
- ・小型ヘリコプター: 30m 四方の地積

- (2) 総務部総務班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。
- (3) 総務部総務班は、県、県警察（吉野警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

住民福祉部救助物資班は、県と連携するとともに、県警察（吉野警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第4 交通規制

建設環境部建設産業班は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者として管理する道路について災害時における危険箇所及びう回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条
警察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1条
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 道路交通法 第6条第4項

1 道路管理者による交通規制

県警察（吉野警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、建設環境部建設産業班は、総務部総務班を通

じて吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

2 県公安委員会、県警察（吉野警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

3 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じることができる。

■通行禁止区域における措置命令

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1. 通行禁止区域等において緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急車両のみについて行うことができる。	

4 相互連絡

建設環境部建設産業班は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

5 放置車両等への対応

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、(1)の措置のため、やむを得ない必要がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- (3) 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに(1)の措置を実施する。

6 う回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切なう回路を選定・確保する。

7 交通規制の標識等の設置

建設環境部建設産業班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8 広報

総務部総務班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、県警察（吉野警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

（1）速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（2）速やかな移動が困難なときは、車両ができる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（3）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第11節 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

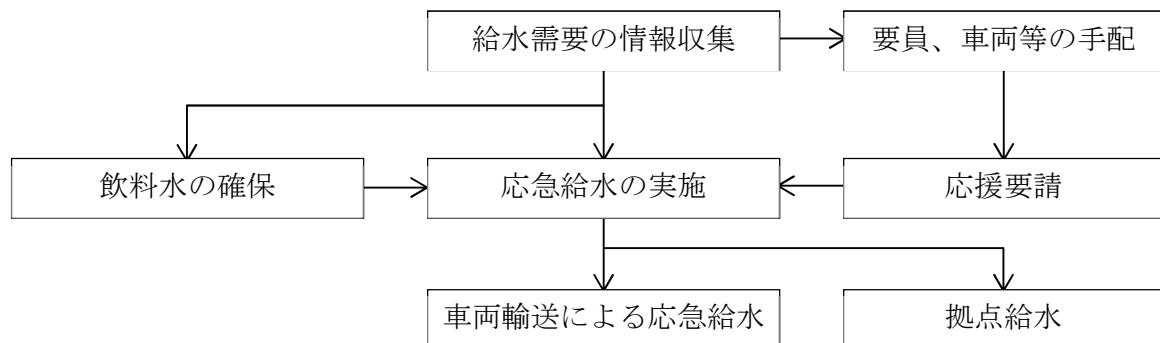
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・住民福祉部救助物資班・上下水道部水道班

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄（1週間分）により対応する事を基本とする。

1 情報の収集

上下水道部水道班は、災害発生後、関係各部と連携し、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
- (3) 医療機関、福祉施設、避難所等優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

上下水道部水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

なお、災害の規模により、1戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようとする。

(1) 目標量

災害発生から3日以内は、被災者1人あたり1日3リットルを供給し、応急復旧の進捗にあわせ、以下のとおり順次供給量を増加し、できる限り速やかに被災前の水準に回復させる。

災害発生からの日数	一人あたり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
3日目まで	3リットル	飲料等(生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽 給水車
4日目～10日目まで	3～20リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の仮設 給水栓
11日目～20日目まで	20～100リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮設給 水栓
21日目～28日目	被災前給水量 (約250リットル)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給 水、共用栓

(2) 給水方法

ア 給水拠点における給水

浄水場、配水場を給水拠点として、給水を実施する。

施設	所在地
桜ヶ丘浄水場	大淀町大字下渕 961番地

イ 給水車による給水

避難所となる学校等の施設で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、浄水場、配水池が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

■応急給水用機械器具

給水タンク	台数	コック数	総容量
1.0t	1	4	3.0t
2.0t	1	4	

ウ トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、アクアパック等を使用しトラックによる給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院、診療所、人工透析医療施設等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者等の要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

3 広報

総務部総務班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

- ア 防災行政無線
- イ 大淀あらかしテレビ
- ウ 町ホームページ
- エ 広報車
- オ 広報紙
- カ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）
- キ モバイルメール
- ク SNS

(2) 広報内容

- ア 給水時間及び給水場所
- イ 容器持参の呼びかけ
- ウ 断水の解消見込みその他必要な情報

4 応援要請

上下水道部水道班は、町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- カ その他必要事項

資料編：10-1 上水道施設・能力等

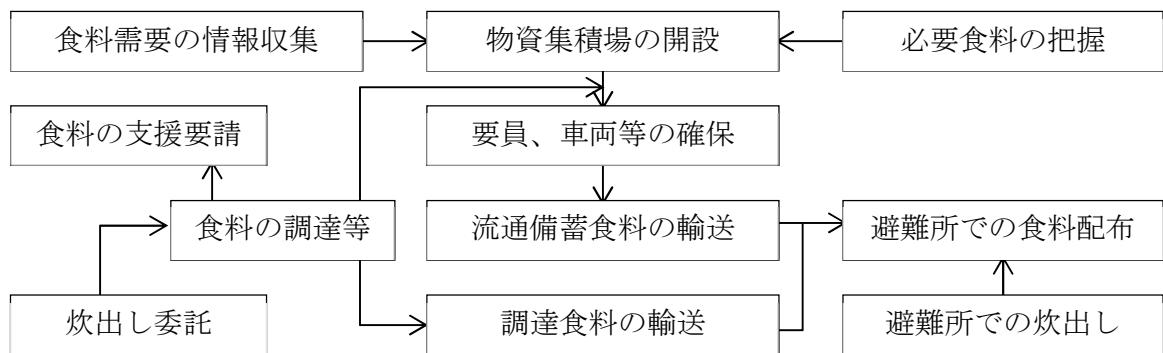
資料編：10-2 応急給水用資機材の現況

第2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ



1 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者（担当：住民福祉部救護厚生班）
- (2) ライフライン被災によって調理ができない者（※避難所に収容された者に含む。）
- (3) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者（※避難所に収容された者に含む。）
- (4) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者（担当：総務部情報班、各部庶務担当班）

2 必要量の把握

住民福祉部救助物資班は、それぞれ所管する各部から報告された食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、食料供給対象者数のうち、高齢者用食やアレルギー対応食、粉ミルクの必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

3 食料の確保

住民福祉部救助物資班は、供給計画に基づき、流通備蓄食料や調達によって確保する。

(1) 流通備蓄食料

災害発生当初は、住民及び事業所等は自らの備蓄物資により対応する。

また、町は、必要に応じて調理を必要としない流通備蓄物資により対応する。

(2) 調達食料

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、近畿農政局（奈良地域センター）、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(3) 食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
調達食料	精米・即席メン等の主食、野菜・漬け物等の副食等、並びに弁当類

4 県への報告と支援要請

(1) 報告

総務部総務班は、食料の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。

ア 住民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

イ 食料を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

(2) 支援要請

町のみでは、食料の提供不足が生じる場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して、直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った町長（本部長）は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡し要請書により要請を行う。

5 供給方法

流通備蓄食料は、協定業者により避難所等へ輸送する。

また、調達食料は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とするが、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民やボランティア等が配布を支援する。

6 炊き出しの実施

住民福祉部救助物資班は、組織体制等が整ってきた段階において、教育委員会教育班の協力により、炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、区・自主防災組織、日赤奉仕団等に協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所に指定される学校給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

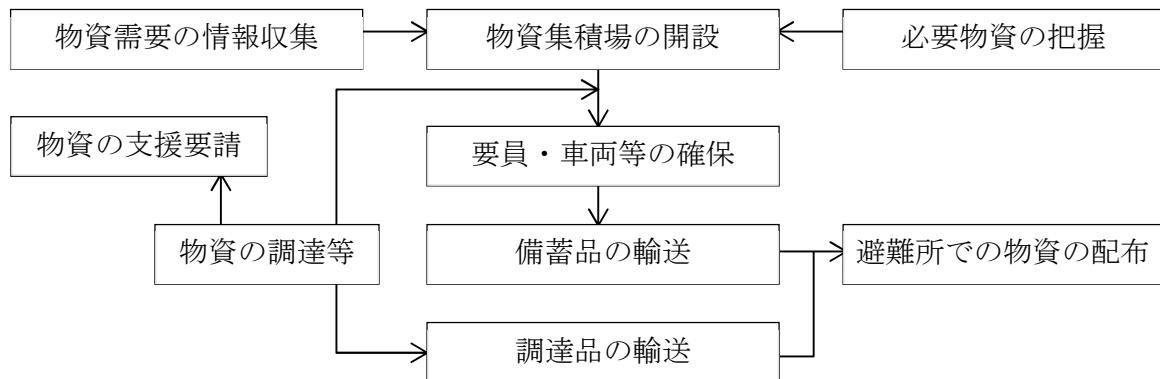
資料編：10-4 町内の給食施設

第3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ



1 生活必需品供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者（担当：住民福祉部救護厚生班）
- (2) 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（※避難所に収容された者に含む。）

2 必要量の把握

住民福祉部救助物資班は、生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち哺乳瓶、おむつ、女性用衛生用品等、老若男女のニーズの違い、及び要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

3 生活必需品の確保

住民福祉部救助物資班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

(2) 調達品

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、レンタル業者その他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(3) 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、老若男女のニーズ、要配慮者のニーズ等被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	紙おむつ(新生児用、S・M・L)、毛布
調達品	※不足する場合の上記のものに加え 被服(肌着等)、炊事用具(食器類を含む)、ほ乳瓶、衛生用品、光熱用品、タオル、石鹼・歯ブラシ等日用品、要援護高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具、その他必要なもの

4 供給方法

備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とするが、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民やボランティア等が配布を支援する。

資料編：10-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

5 物資集積場所

緊急物資の集積場所は、「平畠体育館」とする。

第4 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

(1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)
バスタオル※	1人に対して1枚
布団※	1人に対して1組

(2) 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)

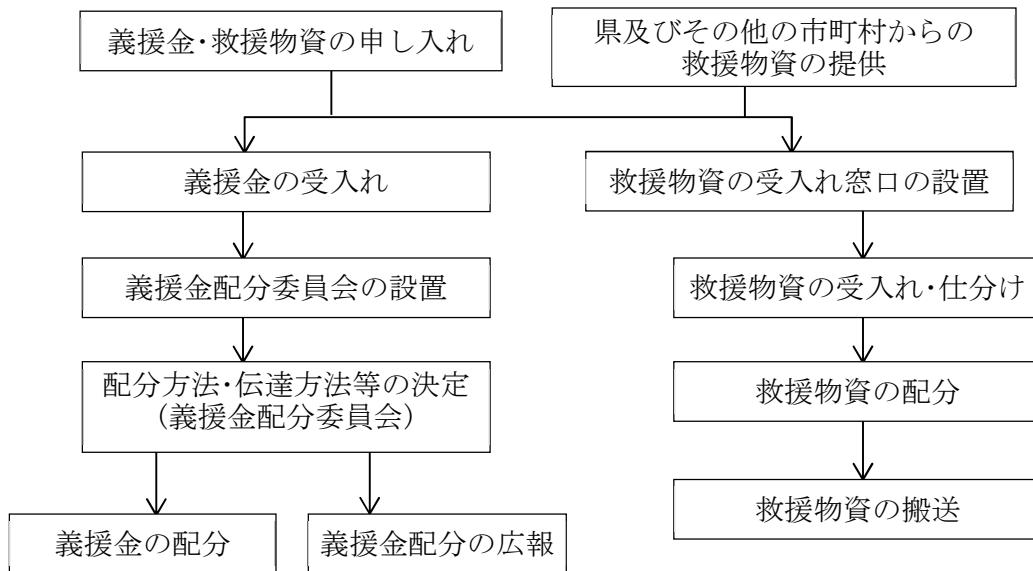
(3) 死亡者の遺族 弔慰金 1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第5 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

■応急対策の流れ



1 義援金の受入れ及び配分等

(1) 受入れ

総務部情報班は、義援金の受入れ窓口を開設し、町としての受入れ業務を行う。

受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(4) 日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

総務部総務班は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入れ・管理等について、防災行政無線、町ホームページ、広報紙等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

住民福祉部救助物資班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ただし、大規模災害発生により町の受入れ体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の

必要事項を記入する。

- ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - (ア) 受入品目の限定（必要物資、不要物資、当面必要でない物資）
 - (イ) 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること
 - (ウ) 複数の品目を梱包しないこと
 - (エ) 腐敗する食料は避けること
 - (オ) 近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- (2) 保管
救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- (3) 救援物資の配分
救援物資の配分については要配慮者を優先し、実施する。
- (4) 救援物資の搬送
 - ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
 - イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

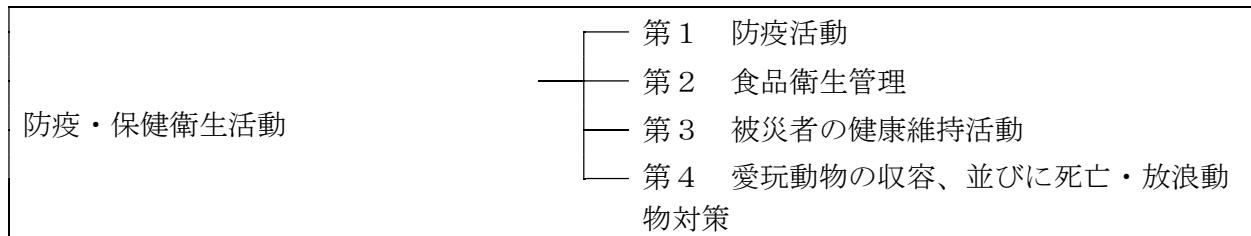
第12節 防疫・保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

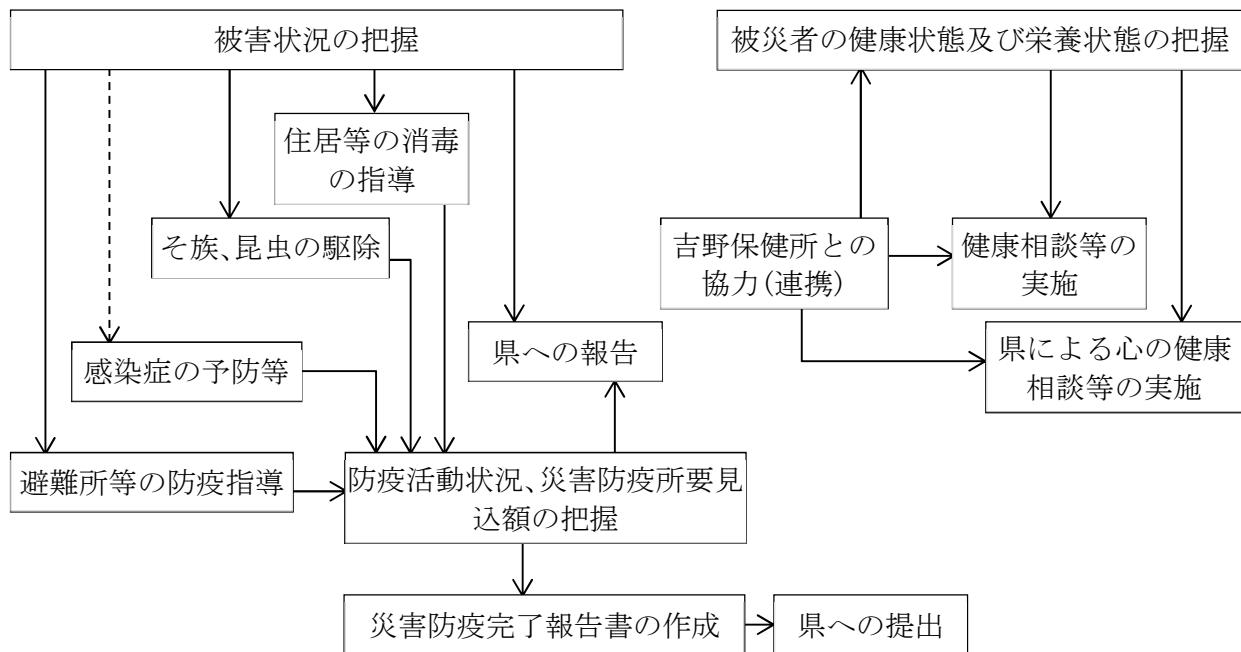
《担当部・機関》

住民福祉部救護厚生班・建設環境部環境整備班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 防疫活動

1 実施責任者

住民福祉部救護厚生班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、吉野保健所の指導、指示に基づいて、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫措置を講じる。

また、町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は吉野保健所に協力を要請する。それでもなお、吉野保健所内においても実施が困難な場合は、県福祉医療部医療政策局疾病対策課に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫措置の指示命令

感染症予防上必要がある場合、県の指示、命令により災害の規模、態様に応じた、範囲、期間を定めて次の事項について消毒等を行う

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

3 避難所等の防疫指導

吉野保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

また、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、吉野保健所の指導、指示のもとに、ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止、レジオネラ感染症等の発生予防対策として、清掃・消毒の徹底に努める。

4 県への協力要請

町単独での防疫活動の実施や、資機材の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じ県に協力を要請する。

5 報告

吉野保健所を経由して、県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

6 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部総務班及び吉野保健所を経て県に提出する。

※一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱）

※二類感染症（ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。））

※三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

第2 食品衛生管理

住民福祉部救護厚生班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、吉野保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

吉野保健所は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

- (1) 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
- (2) 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- (4) 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

住民福祉部救護厚生班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

なお、被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により県に支援を要請する。

第3 被災者の健康維持活動

住民福祉部救護厚生班は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、吉野郡医師会等関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配について、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 吉野保健所は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策

建設環境部環境整備班は、吉野保健所と協力して、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、愛玩動物の収容、並びに死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

1 放浪動物の保護収容

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、県、動物愛護団体等関係機関と連携・協力して行う。

具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

- (1) 被災地域における動物の保護・収容
飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、建設環境部環境整備班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。
- (2) 動物による人等への危害防止
危険な動物（特定動物※）が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがある場合は、速やかに対応する。

あるときに、町（建設環境部環境整備班）、県、県警察（吉野警察署）等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニなど）

2 避難所における動物の適正な飼育

建設環境部環境整備班は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。
- (4) ペット同行避難者の受け入れ

①同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

②避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

③災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- ・少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日分以上）
- ・予備の食器と首輪、リード
- ・ケージ補修などに使うガムテープ
- ・トイレ用品

飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

- ・ケージに慣れる
- ・無駄吠えをさせない
- ・決められた場所でトイレができる

3 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、建設環境部環境整備班が関係各部、関係機関と協力して、以下のとおり行う。

- (1) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。
- (2) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

4 愛玩動物飼育者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

5 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、吉野保健所に協力して、警察への通報や付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

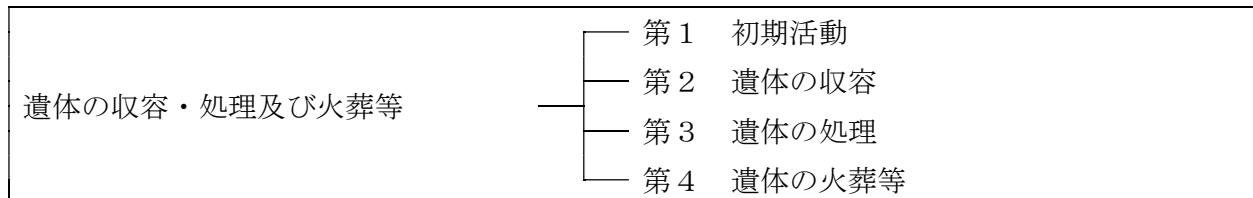
第13節 遺体の収容・処理及び火葬等

県警察（吉野警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

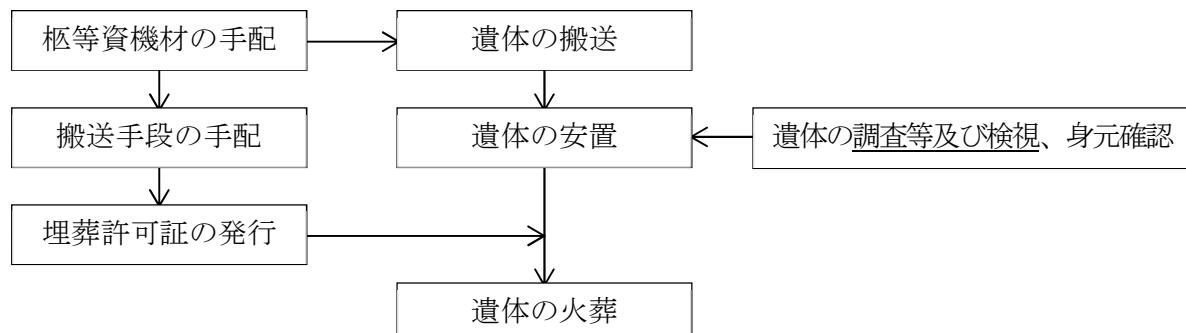
《担当部・機関》

住民福祉部救助物資班・建設環境部環境整備班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 初期活動

住民福祉部救助物資班は、災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数及び予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

第2 遺体の収容

住民福祉部救助物資班は、遺体を発見した場合は、関係各部及び県警察（吉野警察署）、消防団、吉野郡医師会等関係機関と連携し、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに県警察（吉野警察署）に連絡する。
- (2) 県警察（吉野警察署）は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は住民福祉部救助物資班）に引き渡す。

2 遺体の収容

住民福祉部救助物資班は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

- (1) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、大規模災害等によって多数の遺体を収容しなければならない場合に備え、公共施設や葬儀業者等の中からあらかじめ遺体収容所を選定しておき、災害状況に応じて適宜施設管理者と協議して開設する。

(2) 検視及び検案

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案は、現場、医療救護所及び遺体収容所において行う。

(3) 収容

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案を終えた遺体及びその必要がある遺体は、住民福祉部救助物資班及び県警察（吉野警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

第3 遺体の処理

住民福祉部救助物資班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、奈良県葬祭業者組合、吉野郡医師会等関係機関の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存

(2) 資機材等や車両の調達

- ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- イ 身元不明の遺体については、県警察（吉野警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引き渡し

- ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を作成する。

- (1) 遺体処理台帳
- (2) 遺体処理支出関係書類

第4 遺体の火葬等

建設環境部環境整備班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬等を行う。

1 遺体の火葬等方法

- (1) 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 町内の火葬場で対応できない場合は、総務部総務班を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては靈柩車以外の車両を使用できることとし、総務部総務班が確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき住民福祉部救助物資班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。
なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 火葬等の期間

遺体の火葬等の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、現に遺体を火葬等する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 火葬等に関する書類

火葬等を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 埋葬・火葬台帳
- (2) 埋葬・火葬支出関係書類

4 大規模災害発生時の広域火葬の実施要請

住民福祉部救助物資班は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の火葬が速やかに実施できるよう、総務部総務班を通じて、県に対し、県内他市町村、又は近隣市町村の火葬受入れによる広域火葬を要請する。

住民福祉部救助物資班は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

資料編：13－1 火葬場施設一覧表

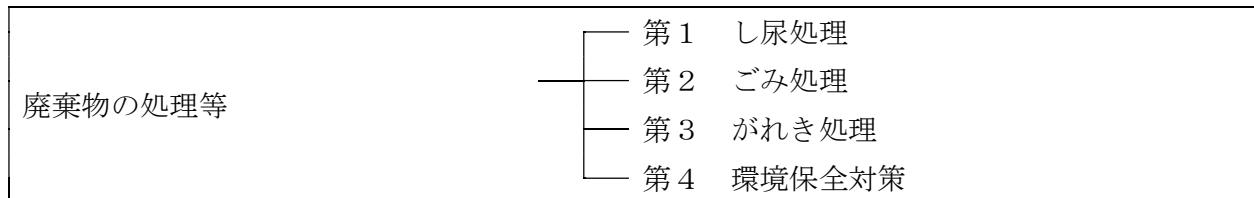
第14節 廃棄物の処理等

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

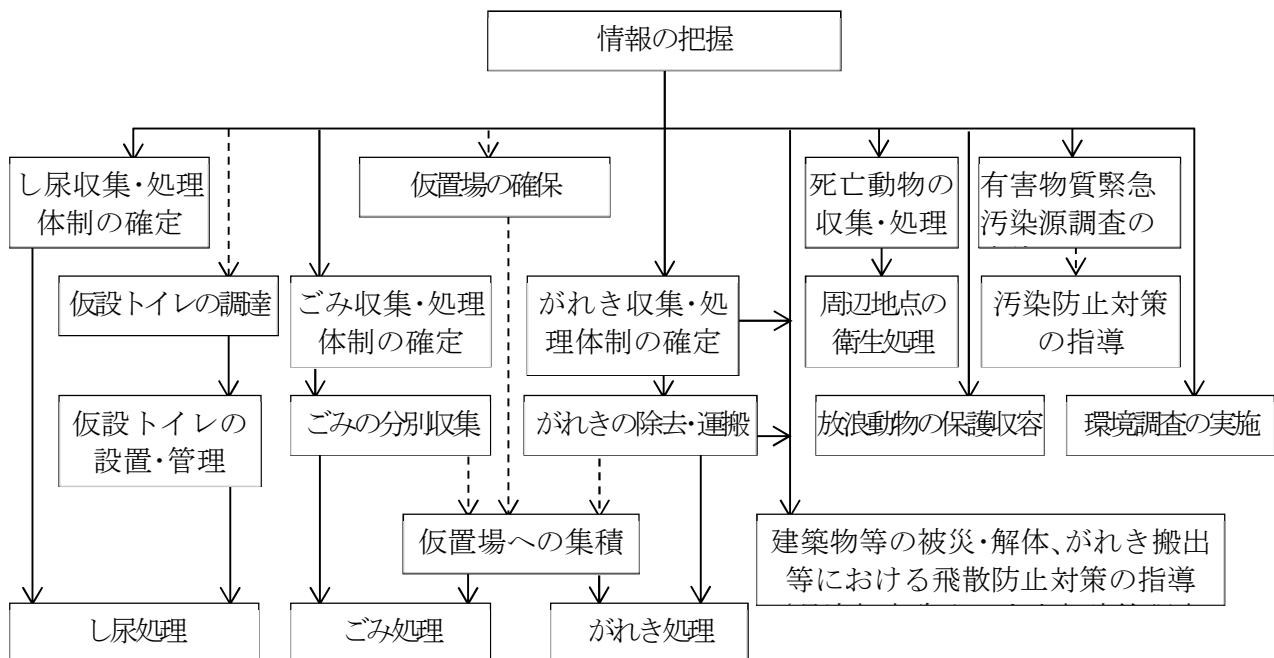
《担当部・機関》

建設環境部建設産業班・建設環境部環境整備班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 し尿処理

建設環境部環境整備班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

し尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量及び仮設トイレの必要数を把握するとともに、県に報告する。

- (1) 建設環境部環境整備班は、所管するし尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 建設環境部環境整備班は、上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- (3) 建設環境部環境整備班は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障がい者向けに配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。
- (4) 浸水区域、倒壊家屋を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

建設環境部環境整備班は、浸水区域等において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

- (1) 必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。
- (2) 現有体制で対応できない場合は、民間事業者に協力を要請するほか、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請して実施する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

仮設トイレ設置台数：1台／100人、災害発生直後の初動期は1台／250人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部総務班を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

ウ 男女別及び障がい者への配慮を行う。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び区等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確定する。

なお、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急くみ取りを実施する。

■資機材の管理主体、資機材名、数量

委託業者、許可業者所有	し尿収集運搬車(バキューム車)	7台
-------------	-----------------	----

6 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

県への支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに報告する。

- ア 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
- イ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ウ その他必要な事項
- エ 連絡責任者

資料編：14-1 ごみ・処理施設一覧表

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第2 ごみ処理

建設環境部環境整備班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 事前対応

高齢者等避難等が発令された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初期対応

ごみ処理に必要となる情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ焼却施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。
- (3) 被災区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

3 ごみ収集体制の確立

- (1) 被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。
- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借上げにより短期間に作業を完了させる。

4 処理対策の実施

(1) ごみの一時集積

ごみ焼却施設での処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部総務班と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。この場合、浸水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行う。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

(2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

- ア ごみは、平時の分別区分による収集を実施する。
- イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。
- ウ 災害により道路に排出された廃棄物は、臨時集積場に塵芥車両を適宜配車して、収集・搬

送する。

- エ 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。
- オ 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。

■資機材の管理主体、資機材名、数量

町所有	ごみ収集運搬車	10台
-----	---------	-----

(3) ごみの処理

- ア ごみ処理は、ごみ焼却施設で行う。
- イ 霉芥、汚泥は町の最終処分場への埋め立て、若しくはごみ焼却施設で焼却する。
- ウ 町単独でごみの処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。
- エ 最終処分は、町の最終処分場にて行う。

■一般廃棄物処理施設(南和広域美化センター)

種別	所在地	処理能力
ごみ焼却施設	大淀町芦原 185	40t／16H

5 応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。
特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な被害の場合不足することが明らかなるため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

6 住民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るために、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 町の問い合わせ窓口

資料編：14-1 ごみ・処理施設一覧表

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第3 がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

建設環境部環境整備班は、関係各部及び関係機関からがれき処理に必要となる情報を把握し、が

れき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

- (1) 河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部総務班と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 がれき処理・収集体制の確立

建設環境部環境整備班は、関係各部及び関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

- (1) 住宅関連のがれき処理

建設環境部建設産業班は、住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したがれきについて仮置場又は処理施設まで搬送する。

- (2) 道路上のがれき処理

建設環境部建設産業班は、町所管の道路の巡回を行い、通行に支障をきたしている障害物(がれき)について仮置場又は処理施設まで搬送する。

- (3) 河川関係のがれき処理

建設環境部建設産業班は、災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡回を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

- (4) 鉄軌道上のがれきの処理

鉄軌道上のがれき処理及び処分は、鉄道施設管理者が行う。

- (5) 所管の不明ながれき処理、並びにがれきの処分

建設環境部環境整備班は、所管の不明ながれきについて、仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

なお、被災家屋の解体、撤去、運搬は、原則として被災者生活再建支援金等により、その所有者が行うが、必要に応じて関係事業者を被災者にあっせんする。

また、関係事業者等と連携して、町内の被災家屋の解体、撤去、運搬状況を把握する。

3 がれきの処理・処分の基本方針

建設環境部環境整備班、関係各部及び関係機関は、がれきの処理・処分に当たっては、以下のとおり行う。

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (3) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。
- (5) 仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。
- (6) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (7) 道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。そのため必要な措置を講じる。

4 応援要請

建設環境部環境整備班は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報

告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- (2) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

また、災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の措置を要請する。

5 住民への広報

建設環境部環境整備班は、総務部総務班を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、住民の理解を得るために、住民に対し利用可能なメディアを活用し、必要な情報を広報する。

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第4 環境保全対策

建設環境部環境整備班は、被災地域の環境保全のため、県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査については、そのつど国・県・関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、以下のとおり行う。

- (1) 有害物質等の漏洩防止対策

建設環境部建設産業班と連携し、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

- (2) 粉塵飛散防止対策

建設環境部建設産業班と連携し、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

- (3) アスベスト飛散防止対策

建設環境部建設産業班と連携し、建築物の被災及び建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を以下のとおり指導する。

なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。

ア 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、飛散防止対策を講じるよう指導する。

また、工事完了後の報告を求める。

(4) がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

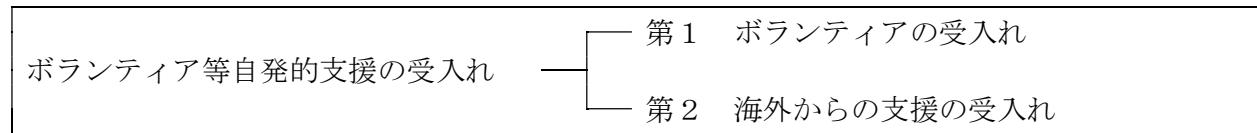
第15節 ボランティア等自発的支援の受入れ

住民福祉部救護厚生班及び総務部総務班は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《担当部・機関》

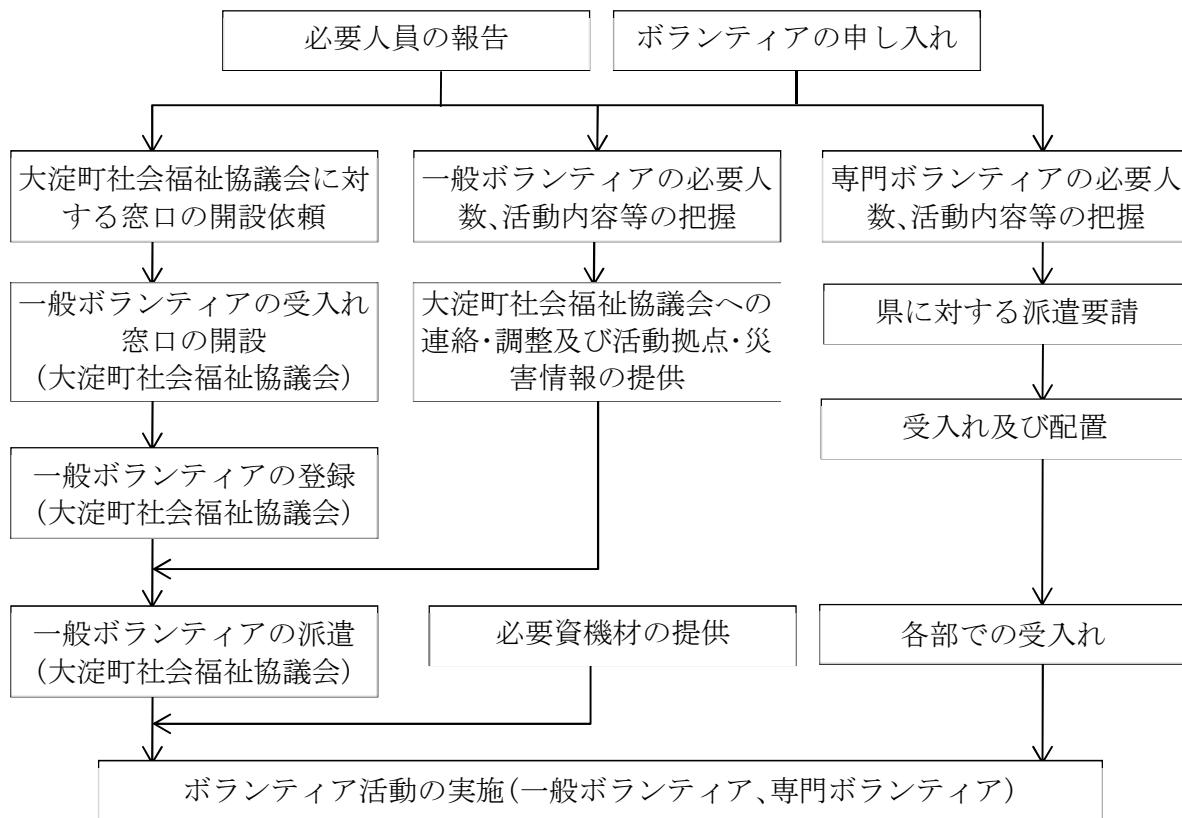
総務部総務班・総務部情報班・住民福祉部救護厚生班・住民福祉部救助物資班・関係機関

《対策の体系》



第1 ボランティアの受入れ

■応急対策の流れ



県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県社会福祉協議会、大淀町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、県が運営しているボランティア・NPO活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等を活用し、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部は、各部が所管する応急対策の実施に当たっては、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）をとりまとめ、住民福祉部救護厚生班に連絡する。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障がい者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者のニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

住民福祉部救護厚生班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大淀町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民福祉部救護厚生班は、大淀町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

(4) ボランティア保険への加入

大淀町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

住民福祉部救護厚生班は、大淀町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

住民福祉部救護厚生班は、大淀町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターとの連絡・調整にあたり、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

3 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足すると住民福祉部救護厚生班が判断した場合、総務部総務班は、各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

- ア 医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産婦等）
- イ ボランティアコーディネーター
- ウ アマチュア無線技師
- エ 通訳（外国語、手話）
- オ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部総務班が行う。

第2 海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

なお、海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

1 連絡調整

総務部総務班は、海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

総務部総務班は、各部、県等関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

(1) 次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地域のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第16節 災害救助法の適用

知事は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

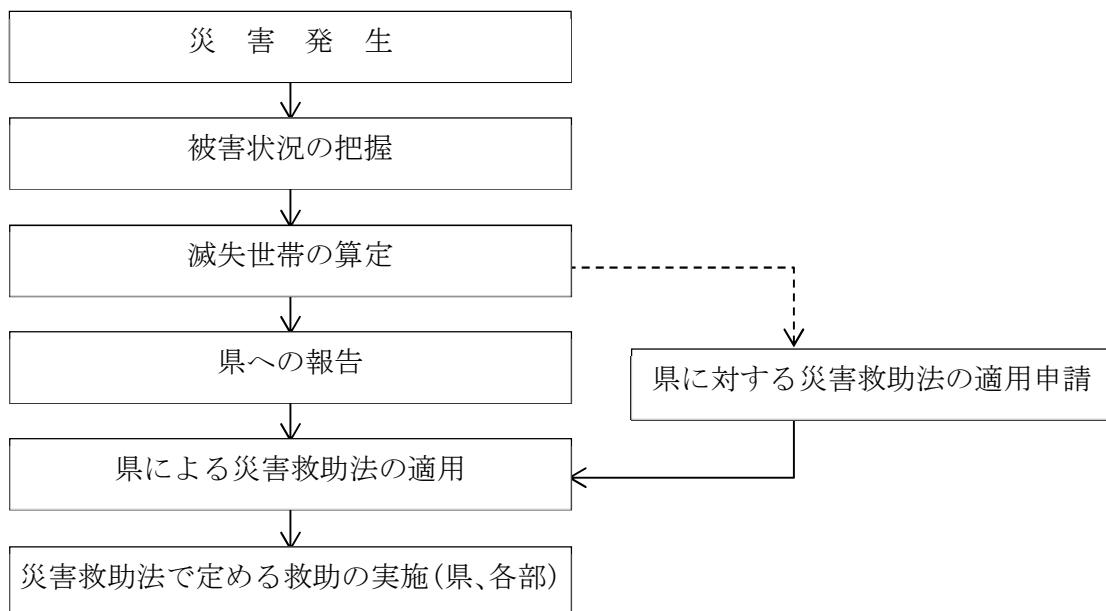
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、50世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が25世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合であって、内

- 閣府令で定める基準に該当するとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、滅失世帯が多数である場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。
なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定基準

全 壊(全焼・流失)世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半 壊(半焼)等著しく損傷した世帯	2世帯	=	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって				
一時的に居住困難な世帯	3世帯	=	滅失世帯	1世帯

(注)床下浸水、一部損壊は換算しない。

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

- (1) 本部長(町長)は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。
なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (2) 災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっている。
なお、災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待つとまがない場合は、本部長(町長)は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

報告を必要とする災害は、以下のとおりである。

- ア 災害救助法の適用基準に該当するもの
- イ その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ウ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- エ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- オ その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、本部長(町長)はこれを補助する。
ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長(町長)は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。
また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、本部長(町長)が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

救助の種類	実施機関
1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被災者の救出 4 埋葬 5 遺体の搜索及び処理 6 応急仮設住宅の供与 7 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 8 医療及び助産 9 被災した住宅の応急修理 10 学用品の給与 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事 及び 町長

第5 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。

資料編：15－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第6 救助実施状況の報告

1 発生報告

災害発生直後に報告する。

町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

2 中間報告

当該災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告を開始する。

救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

3 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

4 報告に当つての留意事項

- (1) 緊急を要するもの又は特に指示した事項については、中間報告にかかわることなく、速やかに報告する。
- (2) 緊急の報告手段としては電話又はFAXとする。ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は口頭による。

第17節 応急教育等

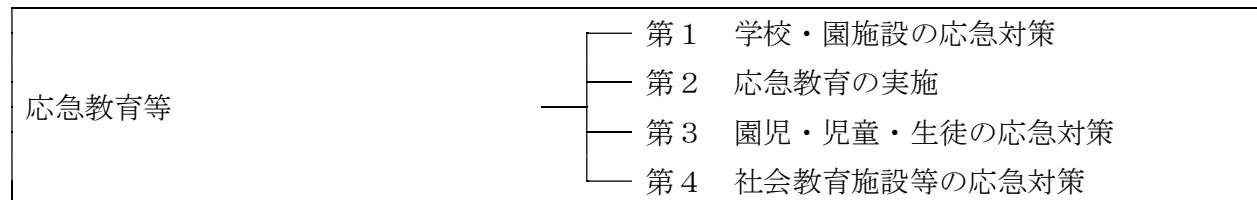
町（教育委員会）は、災害に際して、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、学校教職員、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、高校その他の教育施設については、各関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

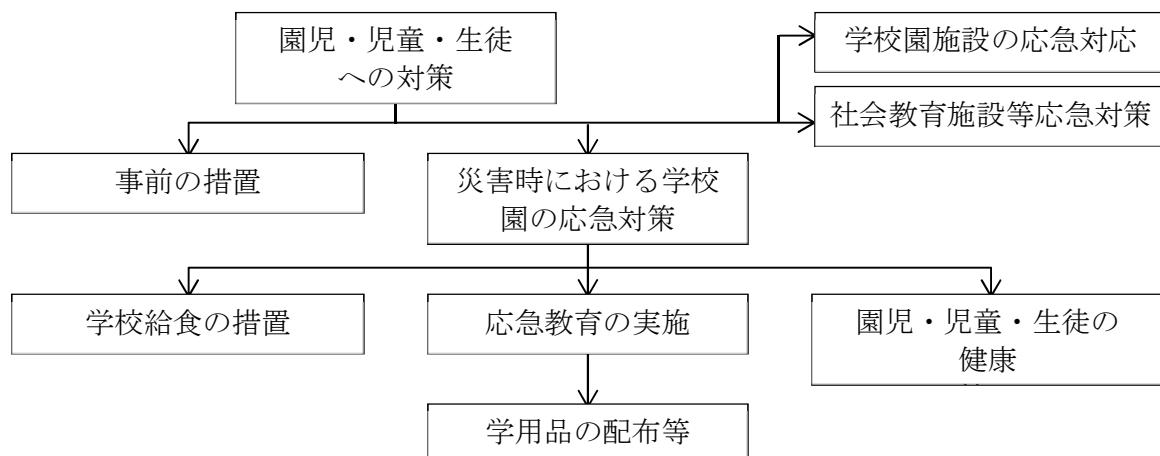
《担当部・機関》

教育委員会教育班

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 学校・園施設の応急対策

教育委員会教育班は、各学校長・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

1 園児・児童・生徒の安全確保

幼稚園、小中学校の各学校長・園長等は、災害の発生に際しては、以下のとおり行う。

- (1) 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒、教職員自身の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会教育班に連絡報告する。
- (2) 通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。
ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。
- (3) 学校行事（校外）において災害が発生した場合は、現場の責任者との連絡を確保し、情報の

- 把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を行い、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保するとともに、保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するため、窓口対応を一本化する。
- (4) 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校・園に参集し園児・児童・生徒の安否確認を行うとともに、町が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2 施設の被害状況の把握・報告

- (1) 幼稚園、小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育委員会教育班に速やかに連絡報告する。なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。
- ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
 - イ 教職員の被災状況
 - ウ 学校・園施設の被害状況
 - エ 応急措置を必要と認める事項
- (2) 教育委員会教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、直ちに総務部情報班に被害状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに県教育委員会に報告する。
- ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
 - イ 教職員の被災状況
 - ウ 学校・園施設の被害状況
 - エ その他教育施設等の被害状況
 - オ 応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

避難所等災害対策活動拠点となる園・小中学校では、その開設及び運営に積極的に協力する。

4 応急復旧対策

教育委員会教育班は、災害発生後、以下のとおり速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、学校・園長に委任する。
- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園舎等の建設を検討する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
- ア 隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
 - イ 学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第2 応急教育の実施

教育委員会教育班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、

施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

3 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育委員会教育班において操作する。
- (3) 教育委員会教育班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入禁止区域の設定等安全対策を講じるとともに、園児・児童・生徒に対して危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

児童・生徒の転校・園手続き等の弾力的運用を図る。

第3 園児・児童・生徒の応急対策

教育委員会教育班は、各学校長・園長等及び関係各部・機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くすとともに、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。

ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 園児・児童・生徒の健康管理

- (1) 被害の状況を勘案し、学校・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。

- (2) 被災地域の園児・児童・生徒に対して、吉野保健所、学校医及び住民福祉部救護厚生班と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- (3) 被災した園児・児童・生徒に対しては、吉野保健所等専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努め、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。
- (4) 被災状況に応じて、吉野保健所及び住民福祉部救護厚生班と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

教育委員会教育班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 学用品の支給

教育委員会教育班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第4 社会教育施設等の応急対策

教育委員会教育班は、災害に際して、所管する文化会館等社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、災害発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設の管理者は、施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他応急措置

- (1) 施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。
- (2) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し危険箇所の応急的な安全措置を講じる。
- (3) 施設の管理者は、以下の項目について、教育委員会教育班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。

- ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- イ 職員の被災状況
- ウ 施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

- (4) 教育委員会教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、総務部情報班に被害状況を報告する。

- ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- イ 職員の被災状況
- ウ 社会教育施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

第18節 文化財応急対策

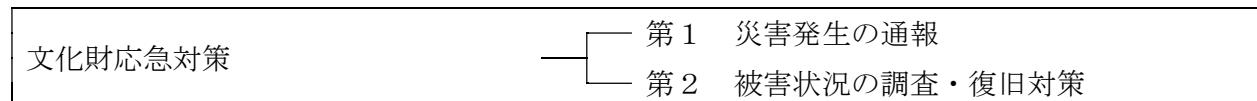
教育委員会教育班は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。

また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

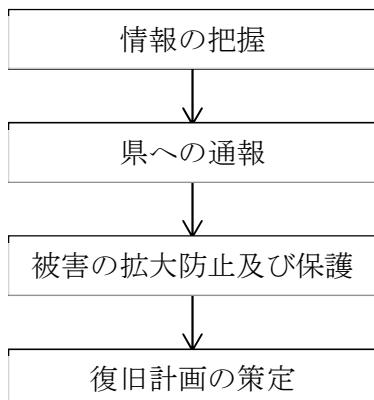
《担当部・機関》

教育委員会教育班

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 災害発生の通報

- (1) 教育委員会教育班は、災害発生後、町指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。
- (2) 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに教育委員会教育班を通じて、県教育委員会へ通報する。
- (3) 県教育委員会は、通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

資料編：17-1 指定文化財一覧表

第2 被害状況の調査・復旧対策

- (1) 教育委員会教育班は、被害調査後、判明した状況から町指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- (2) 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。なお、現地調査の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 県教育委員会は、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

第19節 農林関係応急対策

災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

《担当部・機関》

建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》

農林関係応急対策

- 第1 農業用施設
- 第2 農作物
- 第3 畜産
- 第4 林産物

第1 農業用施設

建設環境部建設産業班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。

第2 農作物

1 災害対策技術の指導

建設環境部建設産業班は、県及び奈良県農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に��い止めため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

2 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

建設環境部建設産業班は、必要に応じて、県に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

第3 畜産

建設環境部建設産業班は、災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第4 林産物

建設環境部建設産業班は、県との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

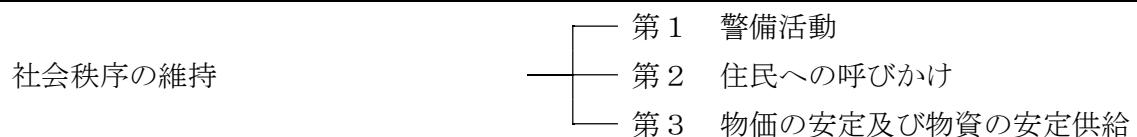
第20節 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

《担当部・機関》

総務部総務班・関係機関

《対策の体系》



第1 警備活動

県警察（吉野警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、町と連携し、区・自主防災組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第2 住民への呼びかけ

総務部総務班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

総務部総務班、県及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

総務部総務班は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

2 生活必需品等の確保

総務部総務班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 物価の監視

総務部総務班は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

第21節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

《担当部・機関》

総務部総務班

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。(平成25年6月改正災害対策基本法)

内閣総理大臣により、大淀町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1.避難所及び応急仮設住宅における特例(第86条の2)

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定(建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意)は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2.臨時の医療施設に関する特例(第86条の3)

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定(病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等)は、適用しない。

3.埋葬及び火葬の特例(第86条の4)

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条(市町村長による許可)及び第14条(許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵)に規定する手続の特例を定めることができる。

4.廃棄物処理の特例(第86条の5)

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4章 その他災害応急対策

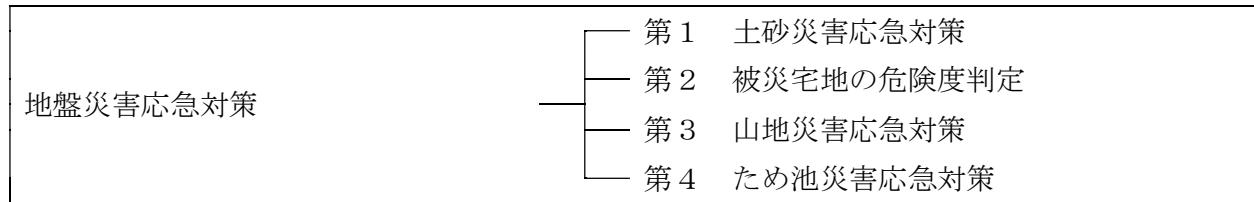
項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 地盤災害応急対策	●	●		総務部総務班、建設環境部建設産業班
第2節 大規模火災対策	●	●		総務部総務班、奈良県広域消防組合、消防団
第3節 危険物等災害応急対策	●	●		総務部総務班、奈良県広域消防組合
第4節 大規模交通災害応急対策	●	●		総務部総務班、住民福祉部救助物資班

第1節 地盤災害応急対策

《担当部・機関》

総務部総務班、建設環境部建設産業班

《対策の体系》



第1 土砂災害応急対策

1 応急措置

土砂の異常流出、地すべり防止施設の異常等により人家、道路などに危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者はその被災程度を被災が想定される人家、集落並びに町等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

地すべり防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動

町は県と協力して二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

第2 被災宅地の危険度判定

町及び県の災害対策本部は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、町において被災宅地危険度判定実施本部、県においては支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

第3 山地災害応急対策

民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーの活動は、（1）山地災害の原因となる異常兆候の把握、（2）台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、（3）台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

町は県、山地防災ヘルパーと連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第4 ため池災害応急対策

大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

町は、ため池施設に被害は生じる恐れがあるときは、次のような対策を実施する。

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

第2節 大規模火災対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・奈良県広域消防組合・消防団

《対策の体系》



第1 警戒活動

1 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、知事は、町長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。
- (2) 町長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は必要に応じて火災警報を発表する。

2 火災発生状況の把握

奈良県広域消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るために、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

また、町は消防水利としてため池を使用する場合、水利組合との連絡調整を行う。

3 住民への周知

町及び奈良県広域消防組合は、防災行政無線、広報車等を利用して、消防団、区・自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

第2 市街地火災応急対策

奈良県広域消防組合は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防ぎよ活動の原則

(1) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等防ぎよを行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎよする。

(3) 市街地火災防ぎよ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎよを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよにあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎよを優先する。

第3 林野火災応急対策

奈良県広域消防組合は、林野における大規模な火災が発生した場合、林野火災の特異性を考慮し、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

(1) 通報基準

火災の規模等が県の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県に第一報を報告する。その後 1 時間ごとに状況を通報する。

なお、県の定める通報基準は、次のとおりである。

- ア 死者 3 人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- イ 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- ウ 空中消火を要請又は実施したもの
- エ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- オ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発見をしたものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

(3) 関係機関の対応

- ア 森林管理者（森林組合等）は、森林内作業員の安全確保及び消火活動への協力を行う。
- イ 県は、消防防災ヘリコプターの緊急運航を行う。
- ウ 県警察（吉野警察署）は、消防車両の通行確保のための通行規制を行う。
- エ 町は、地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全を確保する。また、火災が隣接市町村に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係市町村に連絡し、協力を要請する。
- オ 消防団は、消火活動、飛び火による延焼の警戒、住民等の避難誘導のため出動する。

2 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、奈良県広域消防組合、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 現場指揮本部の設置

- ア 林野火災発生の通報があった場合は、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）等関係機関と連携して、火災防ぎよ活動を行う。
- イ 火災の規模等が通報基準に達したときは、県に即報を行う。

(2) 現地対策本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合、若しくは他の消防署等に応援要請を行った場合は、町内に現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

- ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成
- イ 警戒区域、交通規制区域の指定
- ウ 空中消火の要請又は知事への依頼
- エ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討

3 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団は、林野火災発生の通報をうけたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

(2) 地域住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

4 自衛隊の派遣要請

町長は、所有の消防力だけでの対処が困難であると判断される場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

知事は、町長から依頼を受けたときは、速やかに自衛隊に対し、人員、車両、ヘリコプター等の派遣を要請する。

5 鎮火後の措置

消防関係機関は、林野火災の鎮火後も再発に備えて、なおしばらくは警戒にあたる。

森林所有者（管理者）は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことがないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行う。

町長は、そのための指導を行う。

第4 人命救助活動

奈良県広域消防組合は、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 活動の方針

(1) 奈良県広域消防組合は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防相互応援協定締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊、自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。

- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
- (4) 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージを実施し、効果的な救急活動を実施する。
- (5) トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (6) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第5 消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は町と連携し、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

資料編：4－2 消防相互応援協定一覧表

資料編：9－1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第6 地域住民との連携

区等の地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、奈良県広域消防組合は、必要に応じて区等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

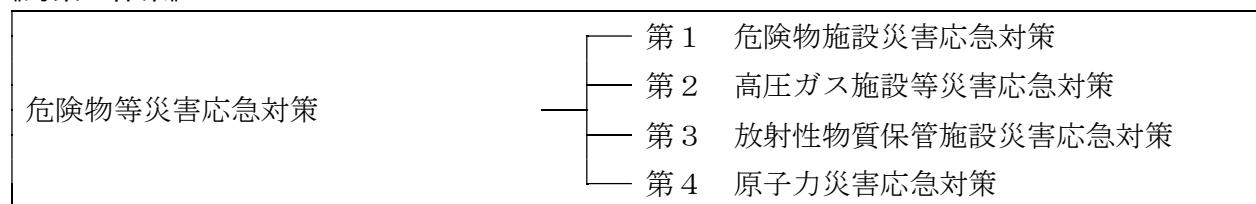
第3節 危険物等災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・奈良県広域消防組合

《対策の体系》



第1 危険物施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合のほか関係市町村、吉野保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ア 発生日時及び場所
 - イ 通報者及び原因者
 - ウ 下流での水道水源の有無
 - エ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消火活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 県及び奈良県広域消防組合が実施する対策

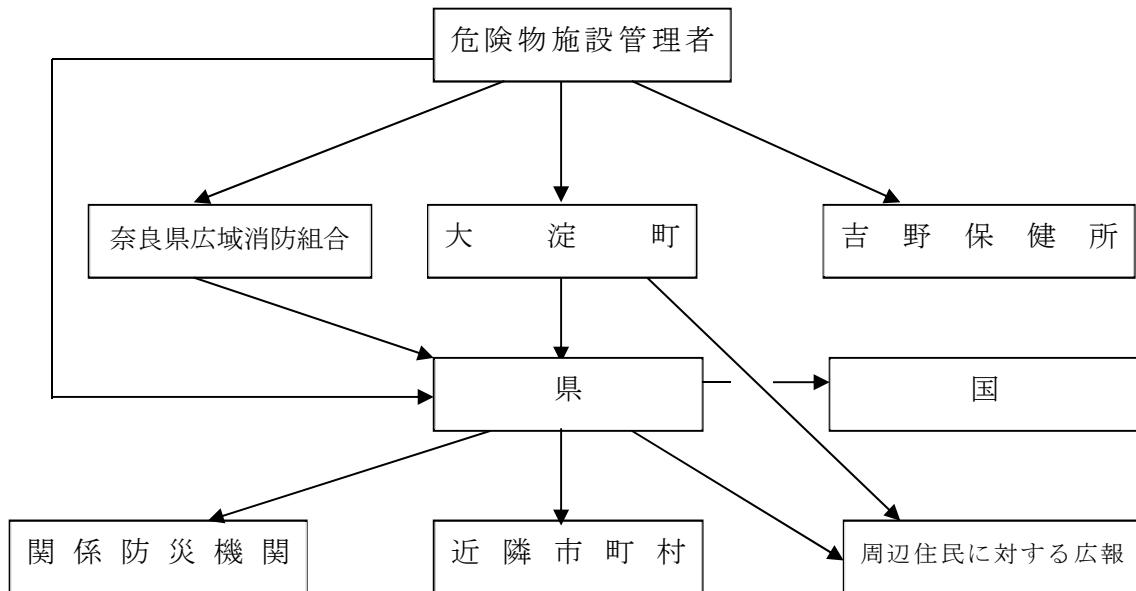
- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民への広報

3 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 奈良県広域消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物輸送車両による事故が発生した場合は、県警察（吉野警察署）等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準

じて行う。

■危険物施設災害応急対策に係る情報系統図



資料編 2-13 危険物施設等一覧表

第2 高圧ガス施設等災害応急対策

奈良県広域消防組合は、高圧ガス・L P ガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 高圧ガス施設等の管理者が実施する対策

(1) 関係機関への通報

高圧ガスによる災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、県警察（吉野警察署）、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の保安関係団体に通報し、密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

(2) 施設が危険な状態になったときの作業の中止及び関係者以外の退避指示

(3) 発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して指定された防災事業所への応援活動の要請

(4) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置及び災害の拡大防止措置

(5) 周辺地域住民の避難誘導

2 L P ガス施設等事業者が実施する対策

(1) L P ガスによる災害を最小限に止め、L P ガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、消防署、県警察（吉野警察署）、県及び奈良県高圧ガス保安協会等の県内 L P ガス保安関係団体に通報し、密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

(2) 被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処

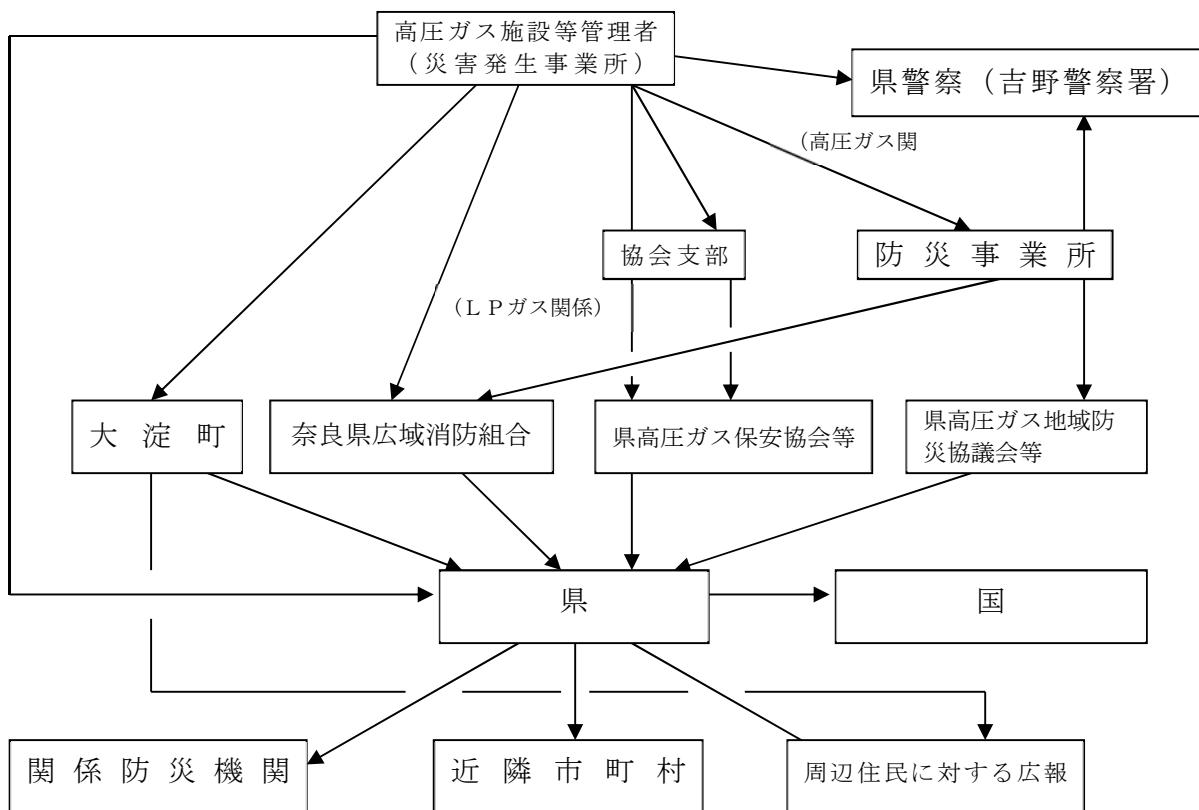
(3) 必要に応じて、支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供要請

- #### (4) 必要に応じて周辺地域住民の避難誘導

3 県及び奈良県広域消防組合が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び近隣地域への通報
 - (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - (3) 避難誘導及び群衆整理
 - (4) 消防活動及び被災者の救出救助
 - (5) 周辺住民への広報

■高压ガス・LPガス貯蔵施設災害応急対策に係る情報系統図



第3 放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。
 - (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

1 応急対策の内容

- (1) 関係防災機関への通報
 - (2) 放射線量の測定

- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第4 原子力災害応急対策

町は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があった旨、及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本町地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり災害応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

1 町の活動体制

本部長（町長）は、災害対策本部を設置する。

2 県初動体制の確立

県は、原子力事業者からの特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行う。

また、関係周辺市町村など防災関係機関へ情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

さらに、オフサイトセンターを立ち上げ、関係者は直ちにオフサイトセンターへ参集する。

3 災害時の広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における県民の心理的動搖あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできるかぎり少なくするため、県民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

4 被害状況等の調査報告

県は、以下の事項について、調査報告を行う。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力する。

(1) 農産物等

ア 被害情報の提供

農産物等の放射能汚染に関する正確な情報を、県民や農業者等に提供し、風評被害の防止に努める。

イ 被害状況の調査報告

野菜、牛乳等の放射能による汚染レベルについて調査、監視し、その結果を報告する。

(2) 物価の動向

物価について、消費者物価指数の動きを提供する。

(3) 大気等汚染

降水、大気浮遊塵、降下物の放射能による汚染レベルについて、文部科学省に調査結果を照会し、提供する。

(4) 水道施設汚染

水道事業体が行う浄水場原水・浄水の放射線量の測定結果、監視状況について、情報の収集

に努める。

(5) 医療情報

原子力安全委員会、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。

5 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について町に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

町は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、町は、県と連携して、受入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第4節 大規模交通災害応急対策

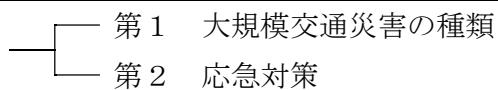
関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班

《対策の体系》

大規模交通災害応急対策



第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は、次のとおりとする。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 旅客列車の衝突転覆事故
- (3) 大規模な自動車事故

第2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

1 連絡体制

- (1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって奈良県広域消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

- (2) 関係機関への連絡

町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、県警察（吉野警察署）及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

- (1) 町の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として町長の判断によって決定する。

- (2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

- (3) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 関係機関との連携

県をはじめ関係機関との連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 救助、救急医療活動（南奈良総合医療センター及び当該事故関係機関）

- (ア) 医師及び看護師の派遣
 - (イ) 医療機材及び医薬品の輸送
 - (ウ) 負傷者の救助
 - (エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保
- エ 消防活動（奈良県広域消防組合）
消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。
- オ 救援物資の輸送
住民福祉部救助物資班、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。
- カ 応急復旧用資機材の確保
総務部総務班、奈良県広域消防組合、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。
- キ 交通対策
県警察（吉野警察署）、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。
- (4) 広域協力体制
災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町村、府県と協力体制をとる。